

第四十六回

參議院農林水產委員會會議錄第三十二號

昭和三十九年五月十二日(火曜日)

午前十時三十八分開會

委員の異動

辭任

中尾

辭任

中尾

出席者は左のとおり。

三

委員

農林政務次官	赤城 宗徳君	小宮市 太郎君 矢山 有作君	山崎 斎君 高山 恒雄君	北口 龍徳君 仲原 善一君 野知 浩之君 藤野 繁雄君 堀本 宜実君 森部 隆輔君
政府委員	農林大臣	農林大臣	農林大臣	農林大臣
政府大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣

合開発計画が策定されまして、全国的に地域開発ということが言われるようになつたわけですが、その場合、地域開発というときには、工業誘致政策といふのが御存じのように中心になつて取り上げられてきた。特に工業誘致政策の中でも、臨海性の装置工業の建設といふことが中心になつて、そのための基地づくりをやることで、地域開発が行なわれてきたわけですが、それを農業という立場から見た場合に問題になりますのは、第一には、農業政策というものが、そうした地域開発政策として完全に無視されておつたんで

はないかということ、ただそれだけではなく、さらに工業のために、農業で使用しておった土地や資本や労働力、そういうた諸資源を農業の側が提供することになった。こういう結果が生じた。おるんではないかと思いますが、そういうところから見ますと、農業として開発政策上独自の立場を主張することは、今まで何もなかつた。農業というのは地域開発政策からは取り残されてしまつておつた。むしろ地域開発といふことで、農業が被害をこうむることのほうが大きかつた、こういうふうに私どもは考えておるわけです。そういうあらわれといふことは、いろいろと出ておりますが、まず第一に出てきた現象といふのは、工業の用地が造成されるのにつれて、農地の壊滅が進んできた。したがつて、経営規模の零細化傾向といふものが一そう強まってくる可能性が強い。このことは、農地壊滅の状況といふのは、いまだに資料にもござりますし、それからも、零細化の傾向も一部考えられるんじゃないかな、というふうなことは、年次報告にも出づいてるわけですが、そういう問題が一つ起つております。それからもう一つは、工場の進出それから宅地の需要の増大といふことが、農地価格を非常によく高騰させた。そうなると、自ら經營なり、共同經營といったものをやっていく場合の非常な障壁になる、

こうなことが一つは、兼業化の一般的な進行によりまして、農業技術の導入の意欲が失われてきた。むしろ導入のテンポが低下してきた。こういうことも指摘できるんではないか。それからさらには、農業外の賃金が上昇する。それに引きずられて農業賃金も非常に上昇していく。それが農業経営を圧迫することになる。したがつて、その結果としては、農家の所得率というものが生産量に比較して非常に低下する。このほか、工業化に伴つて煙害や汚水の問題が起つたり、あるいは農作物に被害を与えるというようなことがある。また工業用水が増大すれば、既存の農業水利との間に非常に大きな問題を起こしておるわけです。しかも、そういうような地域開発をやろうという地域では、長期的に見ましても、農業の發展を困難にするような開発計画というものがつくられる場合が多い。これは、今度の新産都市の建設基本計画なんかを見てみましても、そういうような心配があるわけです。また、事実これまでにもそういうような実例があると思います。たとえば、干拓農地が工場敷地に転用されていったり、農業用水のダムが工業用水のほうに転化されてしまっています。たとえば、干拓農地が工場敷地に転用されていったり、農業用水

は、今後地域開発を進めていく場合に、その中で農業というものをどういうふうに考えていくのか、このことは、今後ますます地域開発が促進されるにつれて、農業側からは真剣に考えておかなければならぬ問題だと思うのですが、そうした点から、現在までの地域開発政策上におきまして、農業政策というものが無視されてきておった、そのままでは済まぬわけで、今後そういう中で、どういうふうに農業政策というものを展開していくかとするのか。これは、やはり土地改良法の審議に直接入らしていただく前の段階で、重要な大変だと思いまして、大臣のほうからお考えを承りたいと思うわけです。

○國務大臣(赤城宗德君) 地域開発、ことに工業面を中心とした開発につきましては、いま御指摘のような、農業に対する影響が種々あると思います。赤大臣が協議を受けて、発言の機会はあるのでござりますけれども、なお、新産都市等の指定につきましては、県当局等におきまして、農業面を相当重視してもらわなければ困ると、こういうふうに通牒を出しますとか、そういう形で地元の計画に参加するよういたしております。

なお、いま御指摘のような面もござりますので、本年度予算等におきまして、新産都市周辺、あるいは工業都市周辺、あるいは内部における農業のあり方、あるいはその調整等についてなお調査を進める、こういうことで予算

の計上もいたしておるわけでございま
す。

なお、その土地改良法の中で、再開拓指摘あります。そこで、長期計画を立てることに相なっております。でありますので、長期計画につきましては、特にこの新産都市関係、あるいは工業都市関係等について、十分農業が成り立つよう計画面に織り込まなくてはならぬと思います。なお、長期計画とは別に、御承知の構造改善事業を行なっております。その構造改善事業等におきましても、新産都市周辺における農業のあり方が、あるいは零細化せざるを得ない面があつて、零細化したいたしましても、あるいは集約的な農業経営が成り立つよう、あるいは、いわゆる兼業にいたしましても、兼業が、いま御指摘のように、非常に技術の導入がおろそかにされているということをございますけれども、あるいは共同化において、あるいは技術を導入し、あるいは機械等も共同で使うとかいうような、いろんな面におきまして、構造改善の面におきましても、特に新産都市、あるいは工業地帯につきましては、一般と性質の違った意味におきまして、性格が違った意味におきまして検討を加えていかなければならぬ、こういうふうに考えて、そういう措置を講じつあるわけでございます。

いうことを考えていただかなければならぬと思うのです。しかしながら、私どもが、特に農業の場合に、最近の傾向として非常に心配しておるのは、いわゆる地域開発ということの中で、農用地の壊滅が非常に進んでおると、いわゆる工場用地や住宅敷地への転用を中心にして壊滅が進んでおる、しかも農用地の造成のほうは壊滅に追いつかない、こういう姿が出てきておるわけです。しかも最近いろいろと政府で、宅地不足、あるいは土地の価格の高騰の対策として、検討が行なわれておりますが、その結果として、たとえば産業合理化審議会が第一次、第二次、第三次にわたって宅地造成に関する答申を出す、こういうような状態になつてゐるわけです。その中で顕著にあらわれておるのは、何とかして農地の転用をやりやすくしよう、その考え方の基本になつておるのは、工場用地、住宅地の不足、あるいは土地価格の高騰の原因が、農地の転用許可制度というものにあるのだ、こういうような考え方があらうかと思うのですが、そういう中で、いま言いましたようないろいろな答申をながめてみましても、農業の将来の發展のために、優良な農地をいかにして確保しておくかということが二の次になつてしまつて、いかにして容易に農地を宅地化していくかということのほうが重点になつて取り上げられておると思うのです。したがつて、収用制度も今度は強化しようこういう線も出てきておる。土地収用法等の一部改正の法律案という形で提案され

ておるようですが、そういう状況にあります。しかも一方では、御承知のように、三十六年には低開発地域の工業開発促進法ができ、先ほど触れられた新産都市の建設促進法ができ、これらの法律を見ても、またもう一つ、新住宅市街地開発法ですか、これらを見て、も、先ほど指摘しました農地の転用許可を、いかにこの制度を骨抜きにして転用がしやすいようにしていこうかということだけが中心になつてゐるようですがね。したがつて、それを反映して、最近の農地の転用状況というのは全くひどいと思うのです。私どもの出身地であります岡山県の南部の状態なんかを見ても、大臣も御存じだと思いますが、あそこは非常に優良な集団的な農地がたくさん広がつておる。ところが、最近の地域開発の中で、いわゆる住宅地、工場用地にすれば最も適当じゃないかと思われるようななだらかな丘陵地帯が目の前にあるのに、そんなものはほっぱらかしにして、その下に広がつておる広大な優良農地をどんどんつぶしていくつておる。これは個人が住宅地にしておるだけでなしに、地方自治体それ自体が開発公社等をつくつて、そういう農地の転用を進めていつておる、こういう形が非常に強く出ているわけです。したがつて、一体こういう状況の中で、優良農地、集団的な農地の確保をいかにしてかって、将来の農業生産力を増大していくかということは、これはもう口先だけでなしに、現実に起つておる非常に重大な問題だと思うのです。そこで、そういう立場から、今後大臣は優良農用地を確保するという点について、どういうふうな具体的に考え方

○國務大臣（赤城宗徳君） 私どもの立場といたしましては、農地の転用がどう軽々しく行なわれては、まことに憂慮すべき問題だというふうに考えて、いままでもそういう方針をとってきたわけでございます。たまたま、やはり人口の集中している都會等における住宅地というようなことから、住宅地の造成といふことが非常に進んできております。そういう面におきまして、公営住宅地のような場合には、無条件で転用するというような形になつていて、が、いま御指摘のように、公的なものでなくして、民間の住宅等につきましても、転用について緩和するといいますか、幾ぶん厳重さを緩和するような形で、転用の許可権は持つておりますが、そういう考え方を方針の中に入れております。これはやはり住宅難といつて要請から、その程度は認めてよからうということから、そういうことにいたしておりますけれども、優良農地あるいは農業地帯どうしても農業として精進する人々のための農地等につきまして、その中間地帯等において、農地の転換が許されるということになると、それを中心として壊滅が非常に行なわれやすいのでござります。でござりますので、根本的には、優良農地を確保して、質的にその農地の効率をあげる、こういふことは十分考えていかなくちゃならぬ、その方針でおるわけでござります。たまたま、場所によりましては、今まで御指摘のように、間にはさまざま、農地としてなかなか効率を發揮できぬようなどころもありますので、真

○矢山有作君 農地の転用の問題にもう少し入っていきたいと思うのですが、大臣おっしゃるように、転用許可基準には、確かに第一種、第二種、第三種農地としてあって、原則としては、第一種農地は転用許可しない、第二種の農地を中心にして転用を許可していくのだ、こういう方針は出ておるわけです。ところが、今までの現実のあり方というのは、はたしてそれが守られているか、守られておらぬかということになると、私は、そういうことは守られておらぬのじゃないかと思うのです。だからこそ、現実にわれわれが見るように、非常に優良農地がつぶされていつている、こういうことがあるんじゃないのか。ことに、御存じのように、農地改革のあと、将来市街地化しそうなところは、売り渡しをやらなければ、それを市街化していくような方向をとられたことがあったと思うのです。ところが、そういう場合には、そういうふうに意図しておるとこに宅地化が進まないで、それよりも離れているところへどんどん宅地がつくられる、これが規制しようという方向も、私どもが実際に見てみた場合には出ているような気がしない、そういうところに問題があるのではないか。この間の建設委員会との連合審査のときも、たゞ

か農地局長は、宅造法の問題と関連して、第一種の農地の転用はやりません、第三種を中心にしてやるのだ、こうおつしやったわけですがね。実際に三千坪以上くらいを考えておるようですが、三千坪以上のような集団的な宅地化をされていくようなところというのは、案外その第一種農地しかもうないんじゃないのかというふうにも考えられるわけです。そこで、この間局長が御答弁なさったような、第三種についてしか許さぬのだというようなことが今後守られていく可能性がはたしてあるのかどうか。言つてみるだけでの話で、結局は、そういう第一種農地は、こういう法律が通ればどんどん大っぴらにつぶされていくというような状態になつていくのじゃないか、私はそういう考え方がしてなんのですが、その辺に「一体……」この前の質問のときには、第一種、第二種、第三種農地が転用の中に占める比率はどうかということがわからぬといふことで、答弁がお聞ききなかつたのですが、その後あるいは調べておられると思うのです。そうすれば、いかに第一種農地が宅地に転用されておるかということが明確になつてくるので、そういう過去の実績に照して見て将来を考えてみると、こういう法律ができると、宅造法のような、ますます第一種農地の壊滅が進んでいくというふうになるとになるのじゃないかと思うので、その辺を、その後もし農地局長のほうで調べられておったら、ひとつ数字を考にして、大臣のほうのお考えを伺いたい。私は、転用許可基準を守つて、

優良農地を確保していくことが非常に困難な情勢にあるのじゃないかということを特に申し上げておるわけで、そういう点から、優良農地を確保するため、具体的にどういうふうな考え方で転用許可基準というものを運用していくのか、そういうこにも触れながら、ひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

行政というものを考えていただかぬとまずいのです。そういう点を含めてひとつ御答弁を願いたいと思うのです。

○國務大臣（赤城宗徳君） 一 種、二種、三種についての、今まで統計的なものをとつておらなかつたので、あらためて御注意もありますので、三十一年度からよくそれを分けていくたといふところ考へていることは、局長から

見ます」というと、御承知のように、「当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとする」と、こうまああるわけです。それから同じような趣旨の規定というのは、新産都法にも出ておられますし、それから既開発地域工業開発促進法にも大体同じような趣旨の規定があるわけですね。で、そうなると、これと、現在の転用許可基準とい

るうと思うのですが、もしそれをやつておられるならば、その点について具体的に、もし大臣がおわかりにならなければ、農地局長のほうからお答え願いたいと思うのです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私からお答えいたします。

先生御承知のとおり、三十四年の十
月に農林事務次官から、「農地転用許

○政府委員(丹羽雅次郎君) 前回も、北条先生の御質問にお答えしたわけですが、実は転用許可件数二十九万九千、約三十万件ございます。で、まことに申七年度でございます。で、まことに申しあげございませんのですが、それに関連いたしまして、業務統計をいろいろとつておるわけでござりますが、一種、二種、三種の集計項目を入れておりませんでしたために、現在、さかのぼって約三十万件のものにつき調査をするということが不可能でございます。御指摘の点は、私ども十分注意すべき点でござりますので、三十八年度からの集計には、それを入れることに取り計らいましたが、過去の分につきましては、ちょっと再集計が困難な事情にござります。

○矢山有作君 大臣に答弁いただいた前にも、大臣がいまお聞きになつたように、一種、二種、三種と分けて、転用許可基準が次官通達で出ておつすら、はたして何種の農地がどれだけ転用になつたかということを当局ではつかめておらぬ。そのことは、農地の転用許可というものに対して、肝心かための農林省自体が、何というのか、無方針であるというのか、そういうことを如実に示しておると思うのです。そういう反省の上に立つて、今後の農地

個々的には、審査をいたします場合に、申し上げるまでもなく、第一種につきましては許可をしないような、特に嚴重にやつておるというふうに私は考えますけれども、総体的には、件数という点について、残念ながら統計を持つておりますが、今後特に注意いたしまして、そういう統計的なものを、よく反省といいますか、監督あるいは注意をいたしていきたいと思うのであります。

繰り返して申しますように、農地の優良なるものは一朝一夕にでき上がるものではありません。また飛び飛びにそういうものが転換されていきます。どうやら、隣接した優良農地も、優良農地としての効果が薄らいでくると、こういうことも御承知のとおりでござります。でござりますので、優良農地につきましては農地として維持保存をしていかなくちゃならぬという強い立場から、転換等につきましても、なお一そう次官の通牒等を重んじて措置するようになります。こう考えております。

○矢山有作君 くどいようですが、もう一つこの点でお伺いしておきたいと思うのですけれども、今度できる例の宅地法ですね、これの二十条の二項を

見ますというの、御承知のように、「当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとする」と、こうまああるわけですね。それから同じような趣旨の規定というの、新産都法にも出ておられますし、それから低開発地域工業開発促進法にも大体同じような趣旨の規定があるわけですね。で、そうなると、これと、現在の転用許可基準といふものをどう関連づけて、実際に具体的には適用していくのかということが問題になってくるわけです。この点に関して、この間、質問を連合審査会でやりましたときには、この転用許可基準と、それから転用が促進されるように配慮するという規定との具体的な関連については、まだ建設省と話し合いで中であって、固まっておらぬと、こういうようなお話をあつたわけです。ところが、そういう話し合いをしなければならぬ場というのは、すでに地域開発がどんどん三十五年から強く進んでしまって、そして三十六年の低開発地域工業開発促進法が生まれ、三十七年に新産都法が生まれたという経緯があるので、それから、そうすれば当然これまでにある程度、転用許可基準の具体的な運用の基本方針というものについても、これまでに煮詰められておらぬことにも、一つ農地行政上からは問題があるので、当局では精力的にこの関係を明確化に努めるよう折衝を進められたのですが、この点で、その後おそらく官憲法が建設委員会で審査されておりま

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私からお答え願いたいとと思うのです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私からお答え願いたいといたします。

先生御承知のとおり、三十四年の十月に農林事務次官から、「農地転用許可基準の制定について」というのを出しておられるわけです。その中で、国民經濟の発展、安定上必要性の乏しいものとか、確実性のないものとか、許可しないという分を最初にうたいまして「例えば下記に掲げるようなものは一般に転用目的としては適当でない」と言い切つておるわけです。下記の二番目に、「宅地分譲を目的とする宅地造成」というのがあるわけです。これはカッコいたしまして、日本住宅公團がやるものとか、公益法人がやるものとかといふものを除いておりますが、「宅地分譲を目的とする宅地造成事業」というものは、次官通達で転用許可を適当でないと断定しておるわけです。そこで、今回の民間宅造事業に関しては、この適当でないというものをカッコの中の除いております部分に、これはこれを除くという部分に入れる。したがって、本法に基づく民間宅地造成事業は、転用基準で適当でないと断言しておるものから抜くということが、転用基準上の一つの改正点であります。

それから、それより詳細な問題に関しましては、別紙農地転用基準という基準の中で、農地の転用に関しましてはあるわけです。で、私どもはこの地区計画の調整のついたものと、つかぬものとを書き分けまして、計画のある

るものはなるべくいろいろの計画に沿うように農地の転用を誘導するということで、この地区におきましても転用地の許可をする。第三種農地 第二種農地 やむを得ない場合に一種農地と利用計画の調整のしていらないところは、原則として三種農地でやれ、病院とか、真にやむを得ないものを除いてあります。したがつて、私どもは、今回、民間宅地造成法で転用許可をはさせとが規定されております。それから土地が規定されております。そういう仕組みになつております。したがつて、私どもは、今回、民間宅地造成法で転用許可をはせと いう御要請があつたわけですがそれをはずしますと、いま申しました別紙の2にありますいろいろの規制がみんななすつ飛んでしまいますので、転用許可是はずさないということをきめたわけですがござります。この別紙の転用許可是、許可制を運用いたします前に全部働くわけでございます。したがつて原則的にこのあとの部分は、民間宅造のために直すということは考えておらないわけでございます。なお、建設省が認可その他を行ないます場合に、十分わかつておると存じますが、私のほうに来たときに許可しないのでござりますから、建設省が民間宅造事業の認可をいたします場合につきましても、集団農地、優良農地等を許可基準で保存しようというふうに規定をいたしておりますものについては、わたしのほうも許可しないから、おまえのほうも認めをするなよという両省覚書書きをかわしたいということです、それ以上突っ込みまして、この中で、このことのためにいじくるということは考えておらないわけでございます。

○矢山有作君 そういうふうに集団農地、優良農地については、保存すべきものとして転用を許可しないという話は、これはもう当然な話なんですが、ただ問題は、今までの、われわれと、いうか、実情の中から、それがいつまでも守り通せるのか、特に宅地造成成らいうようなことがやかましく言われておる今日的な段階では、農林省側のそういうような態度というのが、外からもろもろの情勢の中で押し切られてしまうというのが現実じゃないかと私は優良農地の確保ということのためには、農林省としてはよほどこの際腰をきめて、一つの方針というものを打ち出してがんばっていただかなければならぬ。それからもう一つは、そういうふうに優良農地を確保するのだというふうにおっしゃっても、私は、宅地造成事業規制区域として建設大臣が指定をしてしまった場合に、その指定が、将来農地として残しておいてもあるまい見込みのないというような地域に狭く限つて指定をやればいいけれども、案外これらこういう事業規制区域の指定というのは、広範囲な地域に対し行なわれてくるんじゃないかなということが考えられるわけです。それを具体的に申しますと、この間の連合審査会では、どうしても結論が出たかったわけですが、たとえば新産都市の指定が行なわれると、新産都市の指定のときの建設基本計画などを検討してみますといふと、大体平均して十五、六市町村の合併というものを予定

をしておる。大きいところでは三十ヵ市町村、四十ヵ市町村が合併して新産都市を建設するのだ、こういうよなことが打ち出されておるわけです。しかも、新産都市としてそういうふうに合併していくということになると、その新産都市の建設のために、当然それを、全体を包含した建設計画というものがつくられてくると思う。それがずばりとこの宅造法による地域指定を受けるというおそれはないのかどうか、もしそういうふうな広範な地域指定がなされるとすれば、その中で宅地造成がなされていくわけですから、はたして虫食い的な優良農地の蚕食というものを防ぎ得るのかどうか、これはひとつ大きな問題だと思うのです。そういう点では、いままでの建設省との打ち合わせの過程なり、新産都市の問題等と関連して、農林大臣はどういうふうに御理解になつておりますか。本来なら、これは経済企画庁から出ていたたいて、考え方を聞かしていくだくのがよかつたのかもしれません、きょうは呼んでおりませんので、閣議等で、大臣のほうで、そういう問題に対しても話し合いをして、意見がまとまっておれば、この際お聞かせを願いたいと思うのです。

ねだと思います。そういう面で、優良農地は集団的な農地の壊滅を拒否していく、押えていくという方針でござりますが、さらに、いまお話をのように、三干坪ばかり、何かこういうふうに非常に広い場所で認められた場合に、農地転換を許さないという方針がなかなか守り切れないのではないか、こういうことだらうと思いますけれども、これにつきましては、今度の宅地造成につきましても配慮するということになつておりますが、権限を全然捨てたわけではございません。初めは御承知のように、無条件で農地転換をするような案も実は出たのでありますか、私の方のほうといたしましては、それは容認できないということで、配慮するということになつたのでございますが、配慮するということは、全然捨てておらぬばかりでなく、農地転換を許可する権限は保留してあるのでござりますから、これは十分目的を考えまして、この権限行使する。そういうことによりまして、優良農地の壊滅を防ぐということにいたしたいと、こう考えております。

六ヵ市町村も、三十ヵ市町村も合併されるわけですから、非常に優良農地がたくさんある。その優良農地が宅造法の指定を受けたために、虫食い的に荒されていく、こういう危険性があるのではないか。そういう点から、その指定というものの範囲が、一休新産都市全体を指定するという形で将来行なわれてくるのか、あるいは小さい地域の範囲で市街地化が予定されしていくような、これが宅造法による指定が行なわれてくるのか、その辺が明確になつておりますかということなんですね。

して、そこで、先般もちょっとと申し上げましたとおり、都市計画審議会の意見を聞く等の場合におきましても、メンバーである農地行政担当者が、どこで出てきても許可しませんよという地域が入っておられますと、この法律は、農林行政と建設行政で非常にちぐはぐになる。したがって、具体的な都市計画地域の中では、この規制区域を指定する場合には、建設省も、農林省がこの地域ならば大体許可してくれるといふめ押し的にやつておるわけでござります。したがいまして、同様に新産においても基本計画方針を指示しまして、基本計画が出てくる、水島地区——岡山県南の十数町村の中で、計画で、ここを住宅地域にする、ここを工業地域にするという旨写真がいすゞ車で、ここを住宅地域にする、これを建設大臣も各省に認可の相談をするわけだございます。したがつて、かつ新産法でも農地法の転用許可をはずしております。そういうところを、私のほうとしては、願書が出てきたときに許可できないようなところを、住宅地域として基本計画で立てる案につきまして、一言ながるべからずでありますからおかしいのですが、申し上げておきたいのですが、こう解釈していいのである次第であります。

されたのかと見ますと、その中の一部に工場地帯をつくる、ごく大きな三十数カ町村がこちらに工場をつくる、こちらに住宅をつくる、ここにグリーンベルトをつくる。しかし、いずれにいたしましても、そういう計画は、新産関します限りは、基本計画書の内容として出てまいりまして、各省の審査を受けた感認になる。で、宅造法のほうは、新産のそういう基本計画とは関係なく、都市計画法の区域内でなければまずならない。そこで、そういう新産で、そういう計画のときに、都市計画法ができるところもございましょう。そこで、今度は都市計画が立ったといたしますと、その都市計画の区域内で、さらには小範囲に、民間宅造事業の規制をすべき区域を、この民間宅造法で指定することに相なります。その際に、三千坪というのでは、われわれの行政のほうで申しますと、一町歩でございます。一町歩以上のものがばらばらに出てくるのを、どうしても両者関係の協議事項では手に負えないということで、許可ははずせないと、こういうふうにやつたわけですが、そこで、いま先生の最後の御質問になつてまいるわけでござりますが、したがつて、ここが市街地化するから、ここをこの地域に指定しようという形で、審議会等での議論は行なわれると思ひます。これには地方農政局長、県の農地担当部長が出ておる。しかし、私が先ほど来申し上げて

おります問題は、その意味の問題とは別に、本来、許可権を農林省が持つておりますので、農地転用許可の立場から、かりに審議会なり、都市計画の相談がございましたときに、明らかに優良農地を包摵いたしておりますれば、そういう地域の線を引かれましても、転用許可申請が出てきたときに、農地相当部局として許可するわけにまいらぬということを申し入れざるを得ない。したがって、向こうが許可してくられないようなところに地域を引いては、宅地行政といいますか、本法施行の立場としては、メンツといいますか、問題がございますので、おのずからそこに相談の余地が発生するということを申し上げたのであります。

○矢山有作君 したがって、相談の余地が発生するから、そういう地域指定をやる事前の段階で、農林省としては言ふべきことは言つて、そうして優良農地の壊滅を防いでいくと、こういう方針でおられるということですね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ようでござります。

○榎本宣実君 関連して、ただいま新産都市内における耕地、ことに矢山委員から宅地の転用等に関しまする問題について御質問があるようであります。が、ただ一点、私御意見を聞いておきたいと思うのであります。新産都市に一度指定されたところで、まだ確定をしておらない時期に、水利の関係、あるいは農道等でその地区は新産都市に指定をされておるのだから、補助をする、いわゆる土地改良でございますが、それをもう取りやめてもらいたいという通知を受けたところがござります。で、これはまだ確定をしておらな

い、しかもその内容について、それが
れの土地利用区分がはつきりしていな
いときに、その地区が新産都市に指定
をされたということだけで、すでに内
示があつたものがストップするという
ような例まで、これは行き過ぎだと思
いますが、出てきておる事例がござい
ます。私は、そういうことについて
は、いま少しく都市計画なり、あるいは
住宅計画なり、あるいは道路計画な
りというものが確立して後ならばよろ
しいが、そうでない、ただ新産都市に
指定されたというだけで、その地区の
土地改良、それに付帯をする事業がス
トップされるということは、新産都市
に指定されたということによってどう
も農民の不利益というものは相当は
かりしれないものがある。これは一、
二の例でございますが、その後そ
うことでは困るということを、地方農
政局に陳情をいたしまして、考慮を
するようにということをお願いしてお
りますので、私が聞いたときから時間
がたっておりますから、その後どうい
うふうにこれが処理されたかはつまび
らかでございませんけれども、そういう
事例が地方にありまする現実に立つ
て、ただいまいろいろ御質問なり、御
回答なりがありますが、そういう点に
ついてのつまりお考え方について、いま
少しく御回答をいただきたいと思いま
すが。

構想として、関係の県等から伺つておられますものは、まだ構想のようなものが多いわけであります。しかも五年目標のもとの、四十五年目標のものとばらばらでございます。そこで、私どもも新産等土地改良事業の調整につきましては、実は今後も大いに検討しなければならぬ問題とは存じておりますが、現在の段階におきましては、五年先、十年先の計画でありまして、基本計画としても承認にもなつておりますし、いわゆるその具体化の問題について、非常に何と申しますか、判明いたしません点がございます。そこで軽々に、青写真の中に入っている地区だからやせんとか、変えるとか、こういうことはやるなということで、現在全く、具体的な段階になれば別でございます、いまの段階で軽々にこちらをいじくるなどいう指導をいたしております。たゞ非常に大きな事業等で、その計画がほんとうに実現いたしましたときには、知事さんには持つかと、わがほうは既定方針どおり進めるから、実態が変わった場合に、その負担関係その他について、県知事は責任を持つかと、いうことの確認は、これは知事との関係でございますが、やつておられます。

○堀本宣君

ただいまのとおりわかる單なる若干の意見の相違があつたのではないからと思うのであります。また新産都市に指定されたという、いわゆる单なる声だけでは土地改良の既定の方針が中止をされたり、あるいは延期をされたりするようなことがありますと、今後指定をされた後にでももとと大きい問題

が起りこりかねない様相を持っておりますので、農林省がお考えになつておられるのが多いわけであります。しかも五年目標のもとの、四十五年目標のものとばらばらでございます。そこで、私どもも新産等土地改良事業の調整につきましては、実は今後も大いに検討しなければならぬ問題とは存じておりますが、現在の段階におきましては、五年

計画としても承認にもなつておりますし、いわゆるその具体化の問題について、非常に何と申しますか、判明いたしません点がございます。そこで軽々に、青写真の中に入っている地区だからやせんとか、変えるとか、こういうことはやるなということで、現在全く、具

体的な段階になれば別でございます、いまの段階で軽々にこちらをいじくるなどいう指導をいたしております。たゞ非常に大きな事業等で、その計画がほんとうに実現いたしましたときには、知事さんには持つかと、わがほうは既定方針どおり進めるから、実態が変わった場合に、その負担関係その他について、県知事は責任を持つかと、いうことの確認は、これは知事との関係でございますが、やつておられます。

○國務大臣(赤城宗徳君) いろいろ行き違いや誤解があるといけませんから、よく確認して、いまのような措置をとりたいと思います。

○矢山有作君 農地局長のほうからは、宅造事業規制区域として指定をする段階でいろいろと話し合いをする、

こういう考え方だと、そうしないといふと、地域指定を受けた三千坪、四千坪という宅地造成事業認可が出た、それを認可の出た段階で、農林省が許可するとか、許可せぬといったのでは、建設省としてもメンツがあらうかと、こういふことでおっしゃった。ところが問題

は、私は最初この宅造法をつくるときには、建設省側の意見というのは、転用許可基準というものを適用しないよう

にしたいという腹があつたことははつきりしているわけです。そういう腹があつたのに宅造法には何らの法的な規定がなくて、はたして地域指定をやる

まいつたのでござりますから、私はその間の関係は、当初の経緯が、はずし

たいのだから、許可制にしても運用上

許可はみんな素通りになるだらうといふようには考えておりません。と同時に、建設省のほうから協議される

ことを期待することができます。私は、法にそのことが明示されておらず

こそ許可制をはずしてくれといふ、そ

れに對して十分な農業施策の手が打つて、そして地域開発の中で農業がな

うべき役割を果たしていくようにな

けですしそういう立場から、われわれ社会党としては国土調査をやつて土地利用計画を確立し、土地利用区分を

やるべきだということを、すでにだいぶ前から言っておるわけなんですが、こういう点について大臣としては今後どういうふうなお考えを持ってお臨みになるか、ひとつ御所見が承りたいと思うわけです。

よろしいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) そういう御心配もないわけではないと思います。で

ございますが、転用の許可権は留保し

ておりますし、また次官の間で文書を交換して、先ほど局長が答弁したよう

なふうに措置をしていきたいと、こう

いう内部的な措置はとつておるわけで

あります。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 一言補足

させていただきますが、建設省は当初転用をはずしたいといふ希望を持つております。それから審議会ではもう強い御意見で、みなすという答申でござります。私、住宅局長と事情をよく話し合いまして、その後に法案として持ってきたものは、すでに許可を受けてけつこうですと、この形で建設省の認可の出た段階で、農林省が許可するとか、許可せぬといったのでは、建設省としてもメンツがあらうかと、こういふことでおっしゃった。ところが問題

も、やっぱり農地行政の立場から優良農地を確保する、この一線だけはやはり堅持してもらつて臨んでいかなければなりません。

○矢山有作君 いまはっきりとお話を承つておくことしか、このほうにおきましても、土地利用に関する調査をいたしまして、これは政

治的とかなんとかではなくて、全く自然の有効利用ということが必要でござりますので、そのためには、全国的に土地利用の効率化をはかるための調査研究等をしていくことは必要である、こう考えておれます。現に技術会議

のほうにおきましても、土地利用に関する調査をいたしまして、これは政

治的とかなんとかではなくて、全く自然の有効利用ということが必要でござります。それに、土壤などの調査を主とした

調査でございますが、こういう調査に、さらに経済的、政治的な面を加えて

の調査が必要である、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 そういう点で、はたして土地利用計画なり、土地利用区分といふものを確立するための調査というものが具体的にいまどういうふうに進んでおるのかということがひとつ聞きたいのです。というのは、土地利用調査研究報告書ですか、それが最近提出されました

が、それによつて見ると、要するに、地域計画なし土地利用計画

で、建設省自体の腹で転用許可基準を骨抜きにしたいという意図があるのを積極的に協議ができる、地域指定

が行なわれるという情勢にはなかなかそういう希望も出たわけござります。

○堀本宣君 そこ許可制をはずしておらぬ

ので、建設省自体の腹で転用許可基準

を骨抜きにしたいという意図があるの

をそのためにめちゃくちやにしていい

うな点を心配するわけなんですが、そ

とは毛頭考えておりませんので、農地

の点は、大臣のほうにお考へを伺い、

私がちょっととざつと見ただけでよくわ

なあ、局長から補足していただければ

転用のほうはあくまで農地行政の立場

かりませんけれども、そういうことをやった調査研究報告書が出ていたわけですが、それを読んでおりましたら、三十三年に農地行政白書というのを出されたようですが、その農地行政白書では、かなりこの農地の問題、土地利用区分の問題というのを前向きの形で当時考えられておつたんじやないかと思うのです。というのは、その農地行政白書で、国土の農業的な土地利用の高度化の計画的な処置として、徹底した科学的調査資料を基礎にして、全国的視野からする国家百年のための計画を樹立し、事業を計画的に、最も効率の高い工程で進める方法として、次の二連の指針を講ずる必要のあることを指摘している。第一に指摘しておるのは、水系別農地整備基本計画の樹立。第二に、原野と粗放利用の林地について、農地、牧野、及び林地としての利用区分の確立。第三には、以上を科学的に推進するための土地と水の科学的調査の全国的実施四、右に伴う市町村の側における農村総合土地利用計画の樹立。第五に、市町村における計画樹立と事業の合理的な実施に必要な技術的援助組織の確立。こういったことを農地行政白書で指摘しておるわけです。それは三十三年。それ以後こういうまあ白書を出されるくらいなんですから、こういった方針に基づいてかなりの調査もなさっておるのじやないかと思うのですが、実際問題としてどういうふうにこの調査を進めておられるのか。それともまだ全然調査を本格的にやるという段階までいってないのか、そういう点はどうですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) ちょうど三

十三年には私が農林大臣のときで、農

業白書を出したあと、農地局は安田君が局長でしたが、農地局に、土地利用区分等もできて、農地行政の上からのそういう調査の方針を立てろというわけで、勝手版刷りでしたが、だいぶ分厚の報告書をつくったわけあります。その後、それに基づいていまのようないくつかの農地利用区分の調査をいたしましたが、そのための方針どおりにいつておりました。で、先ほど申し上げましたように、最近発表いたしました土地利用区分は、自然科学的な面で水利関係を中心としたとか、いろいろ五項目をいま述べになりました、そういう線には割合に沿つていなかつた面だと思います。でござりますので、その三十三年の土地利用区分の調査の方針等になおま私は考えております。今までやつておった面は、純学理的といいますか、自然科学的な調査でございまして、経済利用面等からの調査はあまりやつておらぬと思います。

○矢山有作君

おつしやるよう、土地利用研究調査報告書といふのは、これは土地利用計画なり、土地利用区分をやる場合の方法論的な、基礎的な研究をやる場合の方法論的な、基礎的な研究をやった書類のようですから、それはそれでいいわけですが、ただ、私どもは三十三年に農地行政白書が発表され、せっかく将来の土地利用の高度化ということをねらってりっぱな方針を立てられておるわけですから、それが実際に実施に移されなければこれ

は意味がないのじやないか、そうしてやつてこそ、初めて現在のような地域開発ブームの盛んな中で、宅地として利用

きものは宅地として、農地として利用

すべきものは農地、そういうふうな

年

以上たっているのに、たいして調査の進捗がみられないわけです。したがつて、私どもとしては、一そく国土開発というものが進んでいくわ

けだから、それに則応した急速な調査を

おこなうべきであるのではないかと思うのです。したがつて、適当な機関というものを設置して、早急にこういうことに

おこなうべきであるのではないかと思うのです。したがつて、農業政策の何とい

うのを期待することができないよ

うなのじやないか、そうしないと、ほん

とうの地域開発と、農業政策の何とい

うのを設置して、早急にこういうこと

に

おこなうべきであるのではないかと思

うます。

○國務大臣(赤城宗徳君)

まことにございました。そこで、國土

調査促進特別措置法が三十七年にできまして、三十八年五月十日に閣議の決議がございました。それにつきましては、四つの方針をきめているわけでございませんが、國土調査十ヵ年計画といいます。

○矢山有作君

次に、この土地改良法

の一部改正案自体に関連する問題について、二、二お伺いをしたいと思

います。

○國務大臣(赤城宗徳君)

國土調査の

法が三十七年でござりますが、できま

して、「国土の開発及びその利用の高

度化に資するため、國土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図り、

もつて國民経済の健全な発展に寄与す

ることを目的とする」。こういう目的で法律ができております。いまお話し

しておられます。

○國務大臣(赤城宗徳君)

改正の法文

の達成に資することを目的として改

正をしたのだ、こういうふうにおつ

ての説明で、土地改良法の目的が、

農業基本法に掲げられている政策目標

そのものから御判断なさつてお

る御趣旨のほうが重視的になつてくる

とお考え願つていいことだと思いま

す。農業生産の、総生産の拡大とい

うことは、農業基本法にもうたつてあり

ますし、これをおろそかにすることは

全然不得手な問題でござります。し

かし、土地改良そのもの、日本の農

業の体質改善というような面から相

當に力点をおこすとされるか、こうい

ます。そういう意味におきましては、

「農業総生産の増大、農業生産の選択

の拡大及び農業構造の改善に資するこ

てはありますけれども、日本の農業構造改善の最も基礎的なものとして、其盤の整備であるとか、土地改良をしていくということは相当強く考えなければならぬ目的であるというふうに私ども考えております。

○梶原茂嘉君 ちょっと関連してお伺いしたいのですが、日本のこれまでの土地改良は、大臣よく御承知のように、長年食糧増産というものがその根幹であり、基本的性格であったと思います。それを長年続けてまいりまして、戦後におきましても、その根幹にはかわりはなかつたと思います。そういう根幹の上に、新しくといいますか、構造改善の政策が打ち出されてきて、そして生産性の向上ということに主眼がおかれて、そういう観點から土地改良に相当の重点がおかれてきたことは、これは当然のことであり、現実の事実だと思います。ところで、新しく土地改良の長期計画をつくられるという場合の性格論については、過般來、当委員会でもいろいろ質疑応答がかわされました。ただいまも矢田委員から質問もあつたわけであります。工場の敷地の関係、住宅の関係、これまた日本経済の進展の觀点からいえば、必然的なひとつ何といいますか、必要性のあることは、これはもう否認できない、それと農地がぶつかることも現実の事実であります。しかし、最近の状況からみますというと、そういう觀点から既耕地が壊廃しつつあること、これ事實であります。從来は長年出入りはありましたけれども、大体において、一方に壊廃があれば、それに

て、大体のバランスといいますか、がとれてきたと思います。しかし、はなはだ私のむずかしいと思います。この情勢でいけば、いかに農地を守るといいましても、住宅地の需要とかいうものと照らし合わせますと、壊滅的のほうが多くなりはせぬか、したがって日本の全体の耕地というものが漸減していくであらうというふうに考えられます。それはそれでよろしい。しかし、反対の生産力を向上していくので、この考え方も当然是認はされるのであります。しかし長期的な観望で、ありますと、主食はもちろんのこと、蔬菜にいたしましてもその他各種の農産物の需要というものは、国内での自給体制というものを確保していくという考え方をとれば、やはり相当の農耕地というものを維持し、かつ伸ばしていくかないという、これは私は全く体的に農耕地の減少を防ぐわけにいかない、ひいては全体の農業生産といふものの総額といふものは減少の傾向にいきはしないか。それはそれでいいんだ、それは海外からの輸入に待つんだという考え方も御承知のとおり現在在るわけであります。有力にあるわけでもあります。それでいいんであろうか、したがつて、たとえば長期計画を立てられる上においても、どういうところに重点を置くんだ、構造改善に重点を置いていけば、全体の農耕地がかりに減りましても、たとえば非常に条件の悪いところはこれはむしろ放でき、放できといふと悪いですけれども、捨

の総生産を増大するという趣旨を放ち、
きして、一部で言われておりますよ
に、自給度を減らしてもいいんだ、少
いものなら外國から買つてもいいんだ
という考え方には賛成できないのでござ
ります。やはり自給度を高めてしま
ましたのは、いま言われておる單なる構
造改善事業というのではなくて、
御存じのように、広い意味といいま
か、日本の農業の体質改善という意
における構造改善ということを申し
上げたのでござりますが、そういうもので
を通じてやはり日本の農産物の生産を
高めていく、こういうふうに理解して、
構造改善に重点を置きたいとこ
意味を申し上げたわけでござります。
でございますので、土地の造成等の問
題等も、これはぜひ行なつていかな
ればならぬと思います。しかし、ことと
いう面等も総合的な面でござりますの
でもちろんそうしなくちゃなります
が、この農業就業人口等との関係で
あるいは近代化、機械化等とのいるい
るなにらみ合いというようなものもあ
るかと思います。しかし、それは
といたしましても、土地の造成を放つ
きするというようなことは考えられな
い面でございますので、十分調査の上、
計画等につきましてもその面も細
り込んでいかなければならぬと思いま
す。繰り返して申しますと、土地改良工
法の改正の目的というものが並立して
ありますけれども、生産を増大し、自
給化を進めていくということを放つてき
したわけじございませんが、その自

○矢山有作君　まあいまの御答弁で、これから土地改良事業の方向は、構造政策というものが重点になる、こういうお考えが述べられたわけですが、私どももそう思うのです。ただその場合、先ほど梶原委員のほうからも言わされましたように、構造政策に重点を置くということだが、いわゆる農地の造成というのことをゆるがせにしていいということではないのでして、御承知のように、大体農地の壊廃というのは、最近では三十七年八月から三十八年七月ごろで、年次報告に出ておりますが、四万町歩をこえておるようですね。これに対して開拓あるいは干拓、これで大体二万町歩ですか、つくられておる。したがつて、最近の農地面積としては減少傾向にある。で、大体現在六百十一万町歩程度と、こう言われておるわけですね。それが所得倍増政策では、大体四十五年を目途としてつくられておるわけですが、そのときの農地というのは大体六百万町歩ぐらいを見ておるわけですね。おそらくまあ現在六百十一万町歩で、四十五年目標年次に六百万町歩ということから、農地の壊廃のほうが進んでいくわけなんですね。造成が追つかないということなんです。こういう状態では、私はほんとうの意味の構造政策を推進していくべきだ、こういったふうな意見を述べたことがあります。

ものの意味、それが一つ問題になつてくると思うのですね。一体構造政策に重点を置くというのだが、その重点を置くのは、どういう点に重点を置くのかということを、ひとつこの際承っておきたいと思うのです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 一口で私の考えを申し上げますならば、一つの経済原則に従い、少ない労働力でより多くの経済効果を上げられるよう、何と申しますか環境をつくり上げていく、こういうことを言ったと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 一口で私の

う簡単に申されたんですがね、やっぱ
り農業構造政策といものを進めていく
上において一番考えなければならぬの
は、じゃ日本の農業構造の上の最大の
問題点はどこなのかという点を、把握
がどう行なわれるかということが必要
なんじゃないかと思うんですね。日本
の農業構造の上の最大の問題点はここ
だということの認識ができてくれば、
それに基づいて土地改良事業を推進さ
れる場合、構造政策に重点を置く。そ
の場合の農用地の改良、開発、造成、
保全等の重点の置きどころというもの
は大体きまつてくる、そう思ふんで
す。そういう点から、もう少し、何と
いうのか、具体的にお考えを聞いたほ
うがいいと思うんですがね。

○矢山有作君　この第一条の第一項第三号にあげられておるよう、日本の農業の構造上の最大の問題点は、經營規模が零細であるというところにあると思うんですね。そうすると、この經營規模を拡大していく。そうしなければ経営の合理化、近代化となるのはどうで、いまの大臣がお述べになつた考え方方というのは、私も賛成なんですが、ただ、それをやる場合に、現在ある農地を集團化すればいいんだということだけではまずい。やはり先ほど権原理事長が触れられたように、私は、いかに農用地を今後増大していくかということもひととつ大きな政策の重点が置かれねど、ほんとの經營規模の拡大をやつて、構造改善をやっていく、ということにはならぬのじゃないかと思うんです。そういう点で、農林省としては、今後の農地の造成計画といいますか、開発計画といいますか、こういうことについて具体的に検討をされたことがありますか。あればひとつお知らせ願いたい。

らあとはやはり日本農業の特殊性として、資本の零細の問題を、家畜の導入、機械化というような表現でとらえています。そこで、土地のうちの一つの農地の集団化の問題は、これは零細性を分散性によってさらに激化さしておりますので、集団化の問題は、土地改良法の問題として今回特に法制的にも取り上げております。

そこで、御指摘の経営規模の拡大の問題でございますが、どう検討したかという御質問で、先ほどの梶原先生のお話にもからみますが、前回の所得倍増計画のときは、実は物別の需給も一作業やりました。つまり品目別に需給をやりまして、それに必要な耕地の確保という観点が一つ。それからもう一つ、やはり相当物の生産の増加をはからなければならぬので、考え方としては、少なくとも現在の耕地は維持するという二本の線で、当時壊廃を十年間に二十万ヘクタールと見込みまして、これをカバーするという立場で、前回の所得倍増計画の当時、需給見通しを立てました。そこで、いまやつておりますアフターケアの問題の問題点に、御指摘もございましたが、一つには、壊廃のテンボが、この十年間としてまた年間二万ヘクタール程度の想定を再検討する必要があるという面から検討をやっております。

それからもう一つは、やはり物の全体の需給度に関連いたそうかと存じますが、やはり物の生産バランスの観点での作業をひとつやって、これと耕地との関係を吟味しよう。こういう立場でいま検討をいたしております。問題は

そういう角度から検討いたしておりますが、実はそれとしても、耕地が足りなくなつた場合の、耕地を外延的に集めます方法の問題でござりますが、現在、旧開拓制度では、人跡未到といふと大げさでございますが、相当の僻地を買って耕地をナショナル・ベースで拡大していく。こういう形だと、旧開拓ということになりますて、そこに人を持っていくという形になりますて、日本の現在おります農家に即した経営規模の拡大は、おおむね達観いたしますて、たんばの所在地、現在ある生産地の本拠地との結びつきが非常に困難になります。そこで、三十六年からは開拓バイロット方式と申しまして、本拠を中心と考えまして、その周辺で利用し得るものは利用していくという形の外延的な拡張、農家の経営体のほうから見ました耕地の拡大という角度の開拓方式を精力的にやっております。他方面、耕地を開拓して人を持っていく、経営体をそこに創設するというほうにつきましては、むしろバイロット方式のほうに重点を置いています。これが構造改善の立場からの開拓のあり方といふふうに考えております。

ござりますか。耕作地開拓としない角度から考えますと、なかなか既農家と結びつかない、こういう一つの難点、問題点がございます。さらに、いま私どもの考え方としては、繰り返して申しますと、作物のバランス、壊滅の見通し、それから既農家の経営規模を拡大するのに、売買といいますか、既耕地の移動関係から、経営規模の拡大のほかに、造成という角度でものを考えます場合に、供給力の面でやはり相当考え方なければならぬ。以上大まかに申し上げまして三つの問題点につきまして、いろいろな角度から資料、計画その他を集めて、長期計画の問題点として、いま作業中でございます。

うにいけば開発ができるところがある。しかしながら、そこに人を持つにくという問題があつて、外延的な拡大の問題があるので、おっしゃることはよくわかる。ところが、それを可能にするには、やはり地域開発政策というものが今後どう動いていくかということによつてきまつてくると思います。それだけに、私は、今後の地域開発政策を立てられる場合に、農林省としての立場が強く反映されてこない」というと、農業というものが置き忘れた形で地域開発政策が進められていく。これまでそういう危険が出てきておったんじ、ないか、こういうふうに思うのです。したがつて、農用地の造成という問題については、特にこれを積極的に取り上げようとすれば、地域開発計画が進んでいくその中に、その農林省の考え方というものが、農業計画というものが積極的に持ち込まれて調整がとられるというような努力をしていただきたい。そうでないと、農用地の外延的な拡大といふものはむずかしいと思います。そういう点に対しても大臣どうです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 確かに地域開発が進められる過程におきまして、農業関係が置き去りにされる傾向があつまつして、私どもその点は気がついたといいますか、これじ、いけないといふうに考へてきたわけございます。でございますので、農業の構造政策を行なうにつきまして、あるいは土地改良の実施面におきまして、地域開発計画の中にも、農業の面を相当強く打ち出していくなければならぬといふことも御承知のおりでございます。そういう進め方をすべく、新産都

市等におきましても、発言力を相当強くいたしておるわけでございますが、お話しのようなことをよく考えて進めたいと思います。そこで、私は、農地局長に対しても、私は、農地局長にだめ押し申しあげておいたとき、「土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。」として、計画を立てるに当たっての考え方方がここに述べられておりますが、ここで、農業構造改善の方針というのとは、内容的にどういうことを考へているのか、こういう質問がなされたはずです。それに対して、農業構造は今後どの方向に持っていくかと、農業構造の改善の角度から検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をした。従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考えざるを得ない問題である。またいろいろの角度から検討を続けておる段階である。各方面的検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考へておる。今までの構造政策を遂行していく上には、集団化による規模の拡大の問題もありましょうし、あるいはまた、先ほどおっしゃった農用地の外延的な拡大といふものも積極的に取り組んでいただきなき、ならぬと思うのでして、この点を衆議院の御答弁で、どうもあやふやで私よくわからなかつたので、いま大臣なり、あなたのほうの答弁で、むしろほつきりしてきただとう感じがするのですが、そういうふうに解釈していいですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 言葉が足らないで御迷惑をおかけしました。実は農業構造を今後どの方向に持つべきものである、そういう義務を本法が土地改良計画を立てる際にも課しておる、こうふうに理解を

しておる、こういうふうにいわれておるわけですね。ちょっと私この項を読んでみて、一体何を言うておるのだろうかと思って考えてみた、何を言われようとしておるのか、よくわからなかつたわけです。そこで、私は農地局長にだめ押し申しあげておいたときに、積極的な、前向きな姿勢でひとつの御検討願いたいと思うのは、衆議院で、土地改良長期計画の問題について質問があつたときに、「土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。」として、計画を立てるに当たっての考え方方がここに述べられておりますが、ここで、農業構造改善の方針というのとは、内容的にどういうことを考へているのか、こういう質問がなされたはずです。それに対して、農業構造は今後どの方向に持っていくかと、農業構造の改善の角度から検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考えざるを得ない問題である。またいろいろの角度から検討を続けておる段階である。各方面的検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考へておる。今までの構造政策を遂行していく上には、集団化による規模の拡大の問題もありましょうし、あるいはまた、先ほどおっしゃった農用地の外延的な拡大といふものも積極的に取り組んでいただきなき、ならぬと思うのでして、この点を衆議院の御答弁で、どうもあやふやで私よくわからなかつたので、いま大臣なり、あなたのほうの答弁で、むしろほつきりしてきただとう感じがするのですが、そういうふうに解釈していいですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 言葉が足らないで御迷惑をおかけしました。実は農業構造を今後どの方向に持つべきものである、そういう義務を本法が土地改良計画を立てる際にも課しておる、こうふうに理解を

しておる、こういう趣旨のことで申し上げた次第でございます。やはり農業制度の全般の問題として頭にござりますものですが、それで来のお話のように、経営規模の零細性、分散性、資本の弱さ、これらをどういうふうにして改善するかと、ようとしておるのか、よくわからなかつたわけです。そこで、私は農地局長にだめ押し申しあげておいたときに、積極的な、前向きな姿勢でひとつの御検討願いたいと思うのは、衆議院で、土地改良長期計画の問題について質問があつたときに、「土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。」として、計画を立てるに当たっての考え方方がここに述べられておりますが、ここで、農業構造改善の方針というのとは、内容的にどういうことを考へているのか、こういう質問がなされたはずです。それに対して、農業構造は今後どの方向に持っていくかと、農業構造の改善の角度から検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考えざるを得ない問題である。またいろいろの角度から検討を続けておる段階である。各方面的検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考へておる。今までの構造政策を遂行していく上には、集団化による規模の拡大の問題もありましょうし、あるいはまた、先ほどおっしゃった農用地の外延的な拡大といふものも積極的に取り組んでいただきなき、ならぬと思うのでして、この点を衆議院の御答弁で、どうもあやふやで私よくわからなかつたので、いま大臣なり、あなたのほうの答弁で、むしろほつきりしてきただとう感じがするのですが、そういうふうに解釈していいですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 言葉が足らないで御迷惑をおかけしました。実は農業構造を今後どの方向に持つべきものである、そういう義務を本法が土地改良計画を立てる際にも課しておる、こうふうに理解を

しておる、こういう趣旨のことで申し上げた次第でございます。やはり農業制度の全般の問題として頭にござりますものですが、それで来のお話のように、経営規模の零細性、分散性、資本の弱さ、これらをどういうふうにして改善するかと、ようとしておるのか、よくわからなかつたわけです。そこで、私は農地局長にだめ押し申しあげておいたときに、積極的な、前向きな姿勢でひとつの御検討願いたいと思うのは、衆議院で、土地改良長期計画の問題について質問があつたときに、「土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。」として、計画を立てるに当たっての考え方方がここに述べられておりますが、ここで、農業構造改善の方針というのとは、内容的にどういうことを考へているのか、こういう質問がなされたはずです。それに対して、農業構造は今後どの方向に持っていくかと、農業構造の改善の角度から検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考えざるを得ない問題である。またいろいろの角度から検討を続けておる段階である。各方面的検討の結果、あるいは検討の過程を十分利用して、人間の知恵の可能な限りそれを取り入れて、この長期計画が四条の二の三項の要請に従つてできるよう最大の努力をしたといふことについて、真剣に考へておる。今までの構造政策を遂行していく上には、集団化による規模の拡大の問題もありましょうし、あるいはまた、先ほどおっしゃった農用地の外延的な拡大といふものも積極的に取り組んでいただきなき、ならぬと思うのでして、この点を衆議院の御答弁で、どうもあやふやで私よくわからなかつたので、いま大臣なり、あなたのほうの答弁で、むしろほつきりしてきただとう感じがするのですが、そういうふうに解釈していいですか。

については、農民に負担をかけない。私は一つの社会資本の充実だと思うのです。そういう立場をとるべきじゃないか。また團体當といふものに対しても補助率を大幅に引き上げていって、これを整理する必要があると思う、こ

ういう感じがするわけですが、そういう点で衆議院で指摘されているので、今後の方針としてどういうふうなお考

えを持つておられますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 確かに私も土地改良が公共事業であり、公共性を強く持っていると思います。ただ御承知のように、土地の所有は私有でござりますので、そういう土地の所有者から見れば、土地そのものが生産手段に相なっているわけだと思います。そ

ういう点で、全部國が持つというよう

なことですいくのはどうかと思いますけれども、公共性を重く見て、農民の負担のできるだけ軽減をはかつていきたい。したがいまして、補助とかその他につきましても、均衡のとれた整備を逐次していきたい、こういうふうに考えて検討を加えている次第でございます。

○矢山有作君 まあ確かに從来の考え方というのは、やはり個人に所有されておる生産手段であるとかいう面の点が非常に強調されて、したがつて、公

共的な面がむしろその中に埋没するといううらみが多分にあつたと思うのですね。これは実際に考えてみると、土地改良事業を促進して食糧の自給度を高めていく、食糧を確保する、こうい

うような立場からものを考えたら、これは全く土地改良事業というの

に大きな公共性を持つておられるわけです。もし土地改良事業が行なわれない

で、生産力が上がらないで、食糧不足

といったようなことになつたら、一番

だれが困るのか。むしろ極端な言い方

をすれば、最小限度食糧をつくつてお

る農民は困らないけれども、國家とし

て、國民全体として非常に困る。そう

いうふうな考え方をすれば、これはす

べておったと思いますので、やはり今後

の土地改良事業の進め方としては、やは

りそういう公共性が非常に強いとい

う面に注目をして、やはり事業を進めてい

くべきではないか、また、それをや

りそういふ公共性が非常に強いとい

う面で、現在の農民の状態から見て、

たつて、なかなかできぬと思うので

す。したがつて、私どもは最初に申しま

した大規模な土地改良事業というの

はむしろこれは思い切つて國が金額

をもつてやるべきじゃないか、こうい

う考え方を打ち出しておるわけです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 土地改良の効果があがつてくるのは完了後数年たつてからでございます。したがいまして、金融面等におきましても、長期低利でないとなかなか負担にたえかねるといふ事情は私よく承知しております。そ

うふうに考へておるわけなんです。そ

ういう点は大臣の意見と多少食い違う

ますけれども、少なくとも土地改

良事業が非常に公共性の強いとい

うことは、考へ方は一致したわけ

ですから、そういう点から、今後國の財政的な問題もあると思いますが、しか

し、農業の重要性という立場も考へてお

るわけですね。しかしながら、食糧の生

産の維持増進ということで、どんづば

りとはあらわれてないわけです。これ

を考へてみると、私どもがつかむわ

けじゃないんですねが、食糧供給に対す

る政府の基本的な考え方といふもの

が変わってきた、その一つのあらわ

れといふ感じがするわけで

ございます。御趣旨のよくな線に沿う

てお検討を加えるべき問題があるう

な方向でいろいろ検討を加えていきた

いと思つております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私もかねが

ね公共性について深く考へております

ので、農民の負担は軽減できるよう

な方向でいろいろ検討を加えていきた

いと思つております。

○矢山有作君 農民負担の軽減とい

う問題では、補助率等の問題だけでなし

に、これも衆議院でもうすでに論議さ

れていますから、もう繰り返しませ

んが、融資の問題にしても、やはりこ

れは、土地改良法の第一條の目的とこ

とで、旧法――旧法といつてはぐい

が悪いですが、つまり現行法でも「こ

の法律は、農業經營を合理化し、農業生

産力を發展させるため、農地の改良開

発、保全及び集團化を行い、食糧その

他の農産物の生產の維持増進に寄与する

ことを目的とする。」といふうにあつ

て、そうして画期的に農業生産力を増

大していくようなことをやろうといつ

ないで、現在の農民の状態から見て、

どうもひつ要望とし

てつけ加えておきたいと思うのです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 土地改良の効果があがつてくるのは完了後数年たつてつきたい、これがひつ要望とし

てつけ加えておきたいと思うのです。

○矢山有作君 もう一つお伺いしたい

ことがあります。御趣旨のよくな線に沿う

てお検討を加えるべき問題があるう

な方向でいろいろ検討を加えていきた

いと思つております。

○矢山有作君 うな措置をいささかとつておるわけで

ございます。御趣旨のよくな線に沿う

てお検討を加えるべき問題があるう

な方向でいろいろ検討を加えていきた

いと思つております。

○矢山有作君 これは日本の農業基本法にはそれは

ない。食糧の総生産の増大というこ

とが明確に打ち出されておるというの

ですが、日本の農業基本法にはそれ

が薄れてきた、その一つのあらわれ

が、この土地改良法の改正の中にも出

てきておるんじゃないいか、こういうふ

ういうような一連の考え方がある

が明確に打ち出されているわけです

ね。これは土地改良法が制定されまし

た当時の状況からして、食糧増産とい

うことが非常に政策的に重く取り上げ

られておりましたので、こういう点が

はっきりと打ち出されたのだろうと考

えております。ところが、その後、農

業生産力も上がる、それから食糧供給

もだんだん安定し、緩和してくるに

従つて、この食糧生産の増大といふよ

うな面が世論としてもあまり重視され

なくなつてくる、そういうようなこと

が、この間の緊急質問で申

し上げました米の需給の不安定、こう

いう状態になつてあらわれてきました

んじゃないかと思うのですが、そういう

点で、私は、一体政府は食糧を国内で

自給をするということを基本の方針と

して今後やっていくこととされるのかど

うか、この点がやっぱり非常に重大な

問題になつてくると思うのです。食糧

自給能勢をとつていくんだといふこと

になれば、これは当然農業政策とい

ういう線に従つて、これは打ち立てら

れいくわけあります。この点が

やっぱり基本的な一つの問題点になる

と思ひますので、そういう立場から、ひとつ大臣のお考えというものをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣（赤城宗徳君）御承知のよ
うに、戦前等におきましては、戦争などで
もなるという場合に、食糧の自給がで
きないということではたいへんだとい
ふことで、食糧の自給ということが非
常に強調されました。しかし、いま
戦争といふものは遠のいた、こういう
ふうに考えられておりますけれども、
そういう戦争といふものは遠のいたか
ら、自給の必要はなくなるというふう
には私は考えません。やはり食糧の自
給があつて初めて総合的に経済の発展
をもするものだ、こういう観点に私は
立つておりますので、食糧の自給政策
をお遂行することは当然しなければ
ならぬ問題だと思います。

そこで、この間御質問もありました
が、ことしの米の需給状況は前よりも
窮屈でございます。これは食糧自給政
策を捨てたというよな感じを持たれた
からではないかという御意見でござい
ますけれども、あるいはそういう点も
幾ぶんあるかと思いますけれども、こ
れは、一つは高度経済成長において、
非常に他産業、ことに工業面、第二
種、第三種産業等のほうへ人口移動等
があつたというような面が大きな面で
はないかと思ひます。

そこで、農業基本法でござりますが、農業基本法で、農業生産の、総生産の拡大ということを条文の中にいつておりますけれども、しかし、この前文の中に、やはり「国民食糧」ということが書いてあります。すなわち、あまり長く読む必要もないと思ひますけれども、「わが国の農業は、長い歴史

の試練を受けながら、国民食糧その他農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。」それから「われわれは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとってきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。」と、こういうふうに、前文で書いてありますので、国民の食糧その他の自給度を減らしていくことの考え方ではないというふうに私は理解いたします。こういうふうな前文がございまして、条文の中には、「農業総生産の増大」ということをうたつておりますがとられておりますので、土地改良法の第一条の目的の中にも、「農業総生産の増大」ということを行つております。現行法のように「食糧その他農産物の生産の維持増進」ということは抜けておりませんけれども、当然農業総生産の増大の中の、何といったしましても、食糧が中心であり、食糧の中でも、日本の国情からいいましたならば、米、麦につきましては深い関心を持つて自給度を維持増進していかなければならぬということは放てきましたわけではなく、法文から「食糧」というものが抜けておるからといって、それを捨てるという考え方私は持つておりませんし、またそういうふうに御理解願いたいと、こう考えます。

大なものじゃないかと思うのです。むしろ、戦争があるから食糧自給を確保しなければならぬのではないので、食糧の心配がないということは、一つは戦争を防ぐという契機にもなる。そういったふうに考えて、たら、食糧自給を確保ということは非常に重大な問題であつて、そういう点で、いまお述べになつたお考えというものは、私は今後も堅持して、いただいて、食糧自給確保ができるよう、生産政策、流通政策、価格政策と、その他万般の政策を、やはり打ち出して、ただかなればいかぬ。私ども現在の状態を見ていると、むしろこのままで推移すれば、食糧自給度は低下していくのではないかということが逆に心配になつてくるわけですね。そのことは、御承知のように、米の作付け面積にいたしましても、最近は作付け面積が減少する傾向が出てますますあります。麦作については、私がもういまさら言うまでもなしに、非常な作付け放棄が起つておる。一面、それじゃ米や麦がそういう状態になつて、では、選択的拡大というので、畜産や果樹が非常に大きく安定的に伸びていける見通しがあるかといふと、そういう見通しは私はあまりない、非常に暗いのではないか。特に最近の状況を見てみましたが、畜産などの先行きといふものは非常に不安定な要素が強い。飼料基盤が薄弱で、外國飼料に依存しなければ、日本の畜産は成り立たない。したがつて、その価格変動によつて畜産自体の盛衰が、死命が制せられるというような姿になつておるわけです。そういう点からして、私どもは口先だけない、ほんとうの自給体制を確立するための政策

面における充実というものがはからなければならぬと思ひますので、こういう点についてはひとつ真剣に御努力を願いたいと思うのです。特に選択的拡大といいましても、現在のような価格政策のもとで、選択的拡大といいうものがスムーズに開けるとは私ども考えられぬわけです。やはり米、畜産、果樹、麦、そういうものをずっと勞働報酬等から考えてみましたとき、やはりまず価格政策というものが先行して、いつて、そして選択的拡大といいうものが安定した姿で行なわれていくんぢやないか、そういう道を開いておいて、それから生産性を高めていくような形で、それがともすれば、とにかく先に構造改善をやって、何とか生産性を高めようなど策をとれば、選択的拡大ができるのだ、畜産が伸びていくのだ、と、こういうふうに逆にお考えになつてある面があるんじやないかという感じがしますので、私どもは、やはり生産所得確保、それから構造政策を打ち出していいって、生産の合理化をはかつていくと、いうことはないと、選択的拡大といいうのは円滑に進んでいかぬ、こういう感じがしますので、そういう点での大臣のお考え方なり、また政策の今後の展開というものに対して、確実な決意をもって臨んでいただきようお願いをして、お尋ねしたいと思うのですが。

と見るかによって、今後の政策の展開

というのが非常に大きくなつてくる。

これに対しては、残念ながら池田総理からは御答弁がいただけなかつた、逃げられてしまつた。それで、農林大臣

としては、米の需給不安の現状というのを一体どちらに見られておるかといふことをひとつお伺いしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 一時的な面といたしますれば、一昨年よりも昨年は収穫が減つておりますし、あるいは麦類は長雨のために非常に減収であったと、こういう一時的な面は、そういう面がございます。

それからまた長い目での観点といたしますならば、ここ二、三年、端境期に新米を貯め込むというような現象が続いている、ことしで三年目くらい続く、こういう面からいたしますならば、都会への人口の移動等に伴う食糧の消費の増加という面もございますので、一時的とばかり見られない面もござりますので、そういう対策を、それに対処して対策を講じていかなればならぬと私は考えております。

○矢山有作君 私も大体大臣と同じような考え方をしておるわけです。これはいままでの米の生産状況、それから消費の状況からずつと見た場合、それは一時的な要因よりも、構造的な、長期的な要因が非常に強いと思うのです。したがって、そういう観点に立つて今後の農政というものを進めていただからねというと、これは米不足という、米の需給不安定という現象は一時的なものとしてとまらないと、こういうふう

を考えますので、その点については、

いま多少のニュアンスの違いはあります

が、同じような考え方の方のようす

から、特に米の自給確保という線で、今後ひとつ御努力を願いたいと思うのです。

で、実はこの間「エコノミスト」を読んでおりましたら、こういう記事が出ていましたので私もびっくりしたのです

が、中山誠記という人です。農業経研所得研究室長だそうですが、その人が計算しているのによると、日本人は現在、全体で百兆カロリー分の農産物を消費している。ところが、今後ふえる一日三百カロリー分をまかなくなれば、さらに五十兆のオリジナル・カロリー分の農産物を販賣しなければならない。こういうことを言つておるわけですね。一日三百カロリー分がふえるといふのは、所得倍増計画で言われているその三百カロリーをもとに計算したものだと思うのですが、なぜそれが五十兆のオリジナル・カロリー分の農産物を販賣しなければならぬほどたくさんふやさなければならぬのか、その理由としては、今後ふえるのは畜産物その他で、これまでの米に比較して、同じ単位カロリーを供給するのに必要な耕地が数倍から十倍にふえる食

物だ、こういう見方をしておるわけですね。これまでわが国は、八五%程度の比較的高い食糧自給率を維持してきた。これは中山さんによると、生産力の高さは、その生産力の高さより

けです。そうすると、将来この中山さんの試算に従う必要カロリーを獲得していくためには、先ほど持ち出しました農用地の外延的拡大というものが、これは不可欠だ、こういう感じが非常に強くするわけです。それと、もう一

つ考えなければならぬのは、それだけのカロリーをとるために、全部それを飼料として輸入した場合にはどうなるかという計算をしておるわけです。それによると、トウモロコシ一千四百万トンに達すると、こう言つているわけですね。わが国の米の生産量が千三百万トンですから、それを上回る千四百万トンというトウモロコシが必要なんだ。金額にすれば、現在の金額でいて九億ドルだ、こういう見方をしていい。一方、園芸の方面でも、かんきつでも、あるいはブドウでも、もしくはカキでも反対ではない、非常にけつこうなことがって、この改正法案のうちにそういう意味を取り入れて事業の対象にするという構想そのものには、私は必ずしも反対ではない、非常にけつこうなことだと思つてますけれども、また一方、園芸の方面でも、かんきつでも、あるいはブドウでも、もしくはカキでも、五回、六回、七回、最も多く消毒する場合は、気象条件なんかによつて、雨天なんかの続いたような場合にうつと勘案していくと、昭和四十五年の農産物輸入というものは二十億ドルに達する可能性が強いんだ、こういう言い方をしているわけですね。そうなつてくると、これはもう食糧自給といふことが、私は、いかに国際收支の上、あるいは国民生活の安定の上から考えて重大であるかということが、まあこの論文にもいろいろ問題点はあるかと思ひますが、そのまま受け取るとして、その理由としては、今後ふえるのは畜産物とか園芸、こういったような成長部門と称されている方面的事業を取り入れる、こういうようなことが提案の理由にも示されておりますが、御存じのとおり近ごろでは大型な、つまり動力噴霧機で、動力によって病害虫の防除をするんですね。したがつて、非常にたくさんの水を要するんですが、そういう用水の問題に対しても、どういうようなことをお考えになり、またいかなる具体的な対策を持っておられるか、その点ひとつお尋ねを申し上げたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) よく私も御趣旨は理解できるわけです。先ほどから申し上げておりますように、そういう線を一そく検討して進めていきたいと、こう思います。

○委員長(青田源太郎君) 暫時休憩いたします。午後二時から再開いたします。

午後二時一分休憩

午後二時二十七分開会

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、土地改良法の一
部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことになりました。質疑のおありの方は、御発言を願います。

○森部隆輔君 水の問題、用水の問題について、土地改良に関係が直接ありますので、二、三御質問を申し上げた

いと思うのですが、今度の土地改良法の提案理由の説明の中に、農業基本法のその趣旨を取り入れて、あるいは畜産とか園芸、こういったような成長部門と称されている方面的事業を取り入れる、こういうようなことが提案の理由にも示されていますが、御存じのとおり、探草地に多くの場合において、水田地帯のように用水が非常にやりににくい。これは地勢の関係もありますが、そのまま受け取るとして、それがうかがわれるような気がするわけです。したがつて、そういう点から、やはり先ほど申し上げましたよう

なんですね。しかし冬分であるとか、あるいはそういうような水分の少ない作物の多い場合、特に濃厚飼料なんかを多分にえさとしてとるような場合には、どうしても地下水、井戸あるいは谷川の水というようなものに依存しなければならぬのです。そこで提案の理由の成長部門である蓄産や園芸を進めるということに対するお考え、した

がって、この改正法案のうちにそういう意味を取り入れて事業の対象にするという構想そのものには、私は必ずしも反対ではない、非常にけつこうなことだと思つてますけれども、また一方、園芸の方面でも、かんきつでも、あるいはブドウでも、もしくはカキでも、五回、六回、七回、最も多く消毒する場合は、気象条件なんかによつて、雨天なんかの続いたような場合に

あります。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御承知のとおり、未耕地を切り開きまして果樹園をつくる、あるいは畠地をつくるといふ事業は、いまの制度といたしましては開拓の制度として取り上げている

あります。が、乳牛一頭が一日にかりに水を出乳量、乳が一日に一斗出れば、やはり先ほど申し上げましたように、食糧自給という立場を堅持して、根、木を切りまして根をとりまして、土地をならしますほかに、水が要るといふ場合には、水源工事を行ないま

す。水を引つばるという必要の場合に

は、水源、水路をつくるのです。それらを全部含めまして開拓事業としてやっているわけです。したがって、樹園地をして水がどうしても要るというときには、その御計画が水源工事を含むものであれば、水源からつくり、水路をつくり、階段工をつくるのが農地造成事業として補助対象になります。それから飼料畑といいますか、畑をつくりますのにも、そういう関係で水源の工事をやる場合には、計画に取り入れて補助をいたしております。そこで、御質問の樹園地には、したがってそういう制度によりまして御質問の問題は処理できるわけあります。

それから草地、永年牧草地をつくる事業といふものをやってきております。それで永年牧草地をつくる事業は、御承知のとおり二十七、八年ごろから畜産局で草地造成事業といふものをやってきております。これは経過的にみますと、切り開きまして、牧草の種をまいて、肥料を与えて、牧草地をつくる事業は、御承知のとおり二十七、八年ごろから畜産局で草地造成事業といふものをやってきております。これについでも水を与えたほうがいいという見解も昔からございました。しかし、今までのところでは、水を引っぱってまで草地をつくるという事業が出ておりませんで、現在、草地造成事業で水源、水路工事を取り込むということには相なっておりません。そこで問題が二つ分かれまして、畑をつくるという段階を経て牧草をまくというのならば、在来からの開拓制度で水源は可能のような寒態でございますれば、草地造成事業の中には、現在、牧道と抜根、整地、播種、牧さく等が事業の内容に

可能でございます。いずれにいたしまして、樹園地の水源工事は補助対象は予算措置の問題でございますからも、あれであります。水源工事が補助対象になつておりません。それは、それから畑地をつくる場合には、水田の水をもつてありますれば、草地改良の現在の牧道、牧さくのほかに、水源造成事業といふものを入れることは研究に値するものと考えます。

○森部隆輔君 いまの未墾地をいわゆる開拓あるいは開田ということで田畠に変換する、いわゆる開拓する場合

は、それは開拓補助事業であるが、もうすでに畠地であるものに果樹園をつくる、果樹を栽培する、こういう場合は、開拓であるとはいえないのです。業の体系から申しますと、すでに畠地がありますところに水を引っぱる事業は、畠地かんがい事業といふことで、かる排事業として取り上げてあります。したがって、現在畠地のところに牧草を植えたり、したがって水が要るというのでござりますすれば、畠地かん排事業として計画されれば、その計画を採択いたしますれば、補助金が出る。そして水の措置を事業として、水を引っぱってくる事業が実施できる、これはあるかどうかわかりませんが、この水源というものは、谷川の水にしても、森林が非常にまあ樹齢も古く、繁茂し

ておりますが、将来必要によつて水源工事も入れるということ、これが予算措置の問題でございますからも、あれであります。水源工事が補助対象になつておりません。それは、それから畑地をつくる場合には、水田の水をもつてありますれば、草地改良の現在の牧道、牧さくのほかに、水源造成事業といふものを入れることは研究に値するものと考えます。

○森部隆輔君 いまの未墾地をいわゆる開拓あるいは開田ということで田畠に変換する、いわゆる開拓する場合

は、それは開拓補助事業であるが、もうすでに畠地であるものに果樹園をつくる、果樹を栽培する、こういう場合は、開拓であるとはいえないのです。業の体系から申しますと、すでに畠地がありますところに水を引っぱる事業は、畠地かんがい事業といふことで、かる排事業として取り上げてあります。したがって、現在畠地のところに牧草を植えたり、したがって水が要るというのでござりますすれば、畠地かん排事業として計画されれば、その計画を採択いたしますれば、補助金が出る。そして水の措置を事業として、水を引っぱってくる事業が実施できる、これはあるかどうかわかりませんが、この水源といふものは、谷川の水にしても、森林が非常にまあ樹齢も古く、繁茂し

ておりますが、将来必要によつて水源工事も入れるということ、これが予算措置の問題でございますからも、あれであります。水源工事が補助対象になつておりません。それは、それから畑地をつくる場合には、水田の水をもつてありますれば、草地改良の現在の牧道、牧さくのほかに、水源造成事業といふものを入れることは研究に値するものと考えます。

○森部隆輔君 いまの未墾地をいわゆる開拓あるいは開田ということで田畠に変換する、いわゆる開拓する場合

は、それは開拓補助事業であるが、もうすでに畠地であるものに果樹園をつくる、果樹を栽培する、こういう場合は、開拓であるとはいえないのです。業の体系から申しますと、すでに畠地がありますところに水を引っぱる事業は、畠地かんがい事業といふことで、かる排事業として取り上げてあります。したがって、現在畠地のところに牧草を植えたり、したがって水が要るというのでござりますすれば、畠地かん排事業として計画されれば、その計画を採択いたしますれば、補助金が出る。そして水の措置を事業として、水を引っぱってくる事業が実施できる、これはあるかどうかわかりませんが、この水源といふものは、谷川の水にしても、森林が非常にまあ樹齢も古く、繁茂し

ておりますが、将来必要によつて水源工事も入れるということ、これが予算措置の問題でございますからも、あれであります。水源工事が補助対象になつておりません。それは、それから畑地をつくる場合には、水田の水をもつてありますれば、草地改良の現在の牧道、牧さくのほかに、水源造成事業といふものを入れることは研究に値するものと考えます。

○森部隆輔君 局長の話は抽象的で、

実際に畜産を御経営になつた御経験があるかどうかわかりませんが、この水源といふものは、谷川の水にしても、

ちゃんと遠くの水路から引っぱるという例もございます。何もないときどうするのだと、いう御質問でございますと、

ちょっとこれ、私、具体的な地区につきまして、試掘をするとか、やはり

おきましたして、降水期にそこにためておきますれば、その下の水は侵さないで済むということで、土地改良を通じて水権の——そのせきをつくるというのが、競合関係の解決をはかるというのが、実は土地改良のうちの相当の大きな仕事に相なっておきます。そこでいまおせきをつくるということを通じて水の話のように、具体的な地区で井戸を掘れる、そしたら下で水がかかるというような場合には、これは単純には井戸は掘れないわけであります。そこで今度はため池をつくりて農閑期にためておくとかいうようなことがまた要る。そういうふうにいろいろ具体的な地区につきまして、どうしたら水利権を侵さずして、かつ水がそこに持つていただけるかということを調査設計いたしますことが、土地改良事業の本体の非常に大きな仕事に相なつておる。方法としてはせきをつくる、ダムをつくる、ため池をつくる、あるいはもつと深い層をねらう、いろいろの方法が技術面から検討されておる次第でござります。

査期間をおきまして、予算的にも費を組むという段階を、制度的にもおるわけでござります。その調査で、なるほどこういう計画でいは関係農民の土地改良法をおきますと同時に、工事として、それを認めます。土地改良法の手続を片方ありますと同時に、工事として、それを認めます。われの用語で申しますと着工といいます。ですが、の段階に初めて入るるということとてその問題は制度化されういうことでその問題は制度化されおるわけでござります。

すかしい問題があるうかと存じます。が、ともかく一歩進めまして、協議事項にまで持ち込んでおります。こういう実態でございます。

○森部隆輔君 御存じでしょうが、河川法を適用して國がやり、平素の維持管理等については、知事がその権限をもつておるようですが、砂利採取の場合は採取の場所、量等を示して一定の料金を払つて許可といいますか、認可というか、いざれにしても行政府の承認を経て取ることになつておるんであります。現在。ところが、すべての業者が必ずしも全体そぞらとは言えませんけれども、やはり取りやすいところから取るとか、いろんなことで、かなり願い出た土地と実際取つておる実情といふものは、必ずしも一致せぬ場合が相当多いですね。のために、ただいまも申し上げるように、あるいは農業用の場合は農業用水に非常な支障がある。あるいは、大河川であれば、かんがい用水になる支川、本川から水が流れていいく、流入する上に支障を来たす、こういうような場合があるんですね。そこで、今度河川法ができる、あるいは大河川は國が全部管轄すると、こういきな河川は国が全部管轄すると、こういうことになりましても、實際上はよほんど平素において、大河川としては建築省、あるいはその他の河川についても常に注意を払つて遺憾のないようでもらわないと、とつたあとでやまでも元のとおりに戻せといつてみたつて、事實上これは不可能なんですね。そこがいろいろ問題が起つて、いま

申し上げるような事態が起るんですから、これから先は希望になりますが、ひとつ関係各省との間に、平素おいて、ただいま私が申し上げたような事実が各地にあるということを十分ひとつ御承知願つて、私も現に直面しておる問題も持っておりますが、遺憾のないように農業の経営上、用水上の問題に迷惑のかからぬよう御配慮を願いたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 河川法の改正をめぐりまして、非常に大きな問題点がございました。御趣旨のとおり十分注意してやつてまいりたいと思います。

○森部隆輔君 それじゃまだ小さいところもありますけれども、いま申し上げた点は、水の問題で非常に重要な問題でありますから、ひとつ十分の御配慮を願いたいと思います。要望を申し上げておきたいと思います。

○矢山有作君 それじゃお尋ね申し上げますが、午前中の最後のところは、土地改良法の第一条の目的及び原則というの中から、食糧の生産の維持増進ということが抜けておると、それは要するに選択的拡大というものを進めていく一方では、米麥輕視の考え方からそういうふうなことになつたんじゃないかということを申し上げたわけですが。われわれの立場からすれば、米を中心とする食糧の自給を確保するということが、国民経済の安定的な発展の上からも、国際收支の上からも非常に重大だと、重要だという立場をとつてお尋ね申し上げ、そして話が例の中

山誠記さんの議論を引っぱってきて、食糧自給確保のなかなかむずかしいと

いう点等を申し上げてみたわけです

が、さらにこの食糧自給度を向上し、

食糧自給度を確保していくというため

には、いろいろまだお聞きしなければならぬ問題があるわけです。特に米の

自給の不安定な状態においては、もつ

と突っ込んで、これを聞きしなけれ

ばならぬのですが、きょうは大臣はお

見えになりませんし、それから食糧庁

のほうも見えておりませんなんなので、

この問題はあとの質問に残させていた

だきます。したがってこの次の機会

には、大臣なり食糧庁から出でていただ

いて、米の自給見込みについてひとつ

お聞かせ願いたいと考えております。

きょうは引き続いで農地局長にお伺

いいたしますが、第一章の二で、今度

土地改良法の一部改正で設けられる例

の土地改良長期計画策定

とになっているわけですが、その内容

の論議は、先ほど少しばかり申し上げ

ましたが、一体土地改良長期計画策定

というものは、いつを目標にしてやれ

といふのかわからぬので、ひとつ教

えていただきたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) いまの段

階におきまして考えておりますのは、

この七月の終わりごろまでに、先般來

いいろいろ御説明をいたしました個表、

その他の調査のデータの取りまとめ

検討を終えて、計画案の樹立作業を千

一月ごろまでを目標にやりたい。そし

て関係方面もいろいろござりますの

で、それとの協議もあると存じます

が、四十年の四月を目標に、公表に取

りつけたいという心組みで、現在作業

を進めています。

○矢山有作君 その計画立案をされる

際に、先ほど話が出ましたように國土

調査法があつて十数年やつているが、

國土調査は進展しておらない。それからさらに三十三年の農地行政白書では、今後の土地利用の高度化のための

調査をやらなければならぬということ

で、基本的な方針を示しておつたわけ

ですが、これに従つての調査もあまり

進んでいない現状の中で、具体的には

どうもの基礎的な資料として、

土地改良の長期計画というものをお立

てになるのか、その点をお伺いしたい

と思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 長期計画

には、先般申し上げましたように圃場

整備事業、圃場に水を引つ張つたりす

るための基幹の施設に関する事業、そ

れから防災に関する事業、農用地の造

成に関する事業というふうに分けて、

これをつくる必要があるかと考えて

おります。そのうち御質問にかかわり

ます農用地造成に関する部分でござい

ます。私どもの考えといつしまして

おこなおこなおこなおこなおこなおこな

うに考えておる次第でございます。

なお、けさ午前中お話をございまし

た土地利用調査の問題でござります

が、御承知のとおり、土地利用、確かに

三十三年当時から農林省の中でも非

常に問題に相なりました土地利用区

分、特に林相の、林業の一定の土地を

林地として使うか、草地として使う

か、農地として使うかという問題が非

常に議論に相なりました。そこに一つ

の計画的な科学的な方法を確立すべ

きではないかということが、関係部局

間で非常に議論に相なりました。その

結果、技術会議を中心につつこの問

題と取つ組んでみよう。こういうこと

で三年間技術会議が取つ組んだ次第で

ござります。お読みになつて御承知か

と存じますが、いわば土地分類、土地分

級、それから土地利用区分といつづ

の段階を経て、土地に採点をしていく

いたしましても、地元の方がその土地

をいかに利用するかという判断を尊重

いたしまして、樹園地を造成したいと

思ひます。

ところがこれをやり

うふうに国内的に確保する必要があ

るか。それは草食性動物に対します草

飼料、家畜の

などの程度の割合で食わせていくかと

いう角度からの草地の要造成量、こう

いうものがナショナル・ベースと申し

うございます。

ところがこれをやり

うふうに国内的に確保する必要があ

るか。それは草食性動物に対します草

飼料、家畜の

立場からする土地利用ということが、非常に大きなウエートを持ってくるのじゃないかというふうに私には考えられるのです。そういう点から、一応立てられる土地改良長期計画といふものには、まだかなりの不備な点も出てくるのじゃないかと思いますが、一応改良計画を立てられても、それらの問題の何といいますか、将来の是正といふか、補完というか、そういうことは積極的にやつていきながら、土地改良の推進というものをはかられることになるとのだろうと、こういうふうに想像するわけなんですが、そういうふうに解釈していくいいわけですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私どもも初めての試みでございますので、一举にならなか、いわゆる四条の二の三項のむずかしい課題を負った土地改良長期計画といふものが、一挙にできるとも考えておりません。ベストを尽くすつもりではございますが、いまおっしゃったとおり、たとえば同じ十年でございましても、前期、後期とに分けまして、後期におきましては前期の経過を待ってさらに修正をするという、不斷の修正を必要とするべきものと、かように考えておりますので、おっしゃるような趣旨で処理をいたしたいと思います。

なお、ちょっと申し上げたい点が一つございます。というのは、これは土地利用区分に因縁してござりますが、土地利用区分で、技術会議等でやっている問題としまして、農用地と林地をいかに土地利用区分をするかという課題と取つ組んでおるわけであります。今朝来の問題といつしまして、

に一そうち広いところを立てる方をして土地改良の長期計画というものが立てられ、それが実施に移されて効果のあるような施策を考えいただきたい、こういふふうに思うわけです。

それから、その次にお尋ねしたいのは、これはまだいまのところとてもそこまではいっておらないかとも思うのですが、所得倍増計画では、農林水産関係の投資というのが目標年次において大体一兆円、こういうふうな目標になつておるようですね。そのうち土地改良が三千八百二億、開拓千五百三十億、千拓千百二十九億、計六千四百六十一億くらいになつておるのでないかと思つておりますが、この程度だとすると、この土地改良長期計画と、この所得倍増計画で出されておるこの数字といいますか、計画との関連というのがどういうふうにとらえられておるのか。もう少し申し上げると、長期計画を立てた場合、所得倍増計画で考えられておるようなことでは、とてもその計画の遂行をやつしていく上には、不十分な点が出てくるのではないかと、こういう感じがするわけなんですが、その辺のところは、どういうふうに今まで財政部局と話し合ひがなされ、また今後話し合いをやつしていく考え方でおられるのか、もしそこまで考えておられるようだつたら伺つておきたいと思うのです。

画のせつかくアフターケアを行なわれて、このたった時期でござります。所得倍増計画がついては、両者が、確認といいますか、いたしております。それからしたがって、当時、まだ所得倍増計画のアフターケアというものがどのように進展いたしましたかは、必ずしもはつきりいたしておらなかつた、その後の進展といたしましては、中期の計画をもう一段階にペんつくつてみようかという段階になつておるわけであります。それからぞれに関連して長期、長期のビジョンというのも必要であろう、というふうなことが議論されておるようであります。で、私どもいたしましては、当然、土地改良事業も、農業も、国全体の経済の発展との関係で考えていかなければならぬ面が相当あるわけであります。これら作業を片目に見、また大いに参考しつつ考えていく、こういう立場をとる。そこで具体的な数字にはまだ入っておらないわけでございますが、かりに農業関係の国の行政投資一千三百数十億の数字が足りるか足りないかという問題については、実はいま申し上げかねるのでございますが、私どもいま作業をやっておりますが、継続の地区ができるだけ早く上げていくべなるほど、新しい事業をどれだけくる。そういう立場に立ちますと、この部分が非常に大きくなります部分になつてくる。そういう立場で考えますと、継続部分が非常に金を左右する、ロング・ランになればなるほど、その行財政の規模をきめます因子として働きが違つてきます。私どもとしては、必ずしもこの前の数字を幾

場ではなしに、別な角度から入りまして、必要なものは入れるという立場で、いま下からの積み上げ作業をやつておる段階でございます。

○矢山有作君 所得倍増政策で、農業近代化投資というのを考えているのが行政融資で七千七百億、こういうような考え方をしておるようですね。この点で、衆議院の審議の過程で、参考人等の意見が微せられたときの情勢では、何か、二兆円くらいに見込んでおかぬとともにやれぬのではないかと、いうような話も出たのじゃないかと、ちょっと記憶しておるのですが、数字の点は、おっしゃるように、いまの段階ですぐ出てくるものではないと思うのです。ただ、私どもが重視したいのは、あなたがいまおっしゃったように、数字から入つてものを考えるといふのでなしに、長期土地改良計画を立てて際には、農業というものを中心にし、それを将来どう持っていくかということを基礎にして長期土地改良計画を立てられるという考え方のようですので、私もぜひそうあってほしいと思うのです。で、その上に立つて、やはり財政当局から財政上の裏づけをさせることとは不可能と考えますので、その点はぜひあなたのほうでもそういう御努力を願いたいと思います。

それからさちにそれを実際に実行に移す場合に考えていただきたいのは、この長期計画では、年次ごとのいわゆる実施量というものをどうするかという年次計画の点にまでは入つて考えて

いろいろな長期計画が立てられたのを見て、実際にそれが計画どおりに実行されないというのは、やはり長期計画を立てそれを年次ごとに実行していく年次計画まで煮詰めておらないところに問題があるのじゃないかと思うのです。だからせっかくいまおっしゃったような考え方で長期計画を立てられるならば、さらに一歩突つ起んで、年次計画まで掘り下げていくといふぐらいの姿勢が私どもはほしいと思いますが、そういう点ではどうですか。

○政府委員(丹羽 鮎次郎君) 御承知のとおり予算單年度の原則がございますのと、毎年の予算を国会の御審議を願つておるという問題とからみまして、まあ五年なら五年、十年なら十年の単年度の國なり地方の額を開議その他で確定いたしてしまふということには、相当問題があるわけでござります。また事実そういう問題がございまして、治山にいたしましても、道路にいたしましても、閣議決定としては、大臣もこの席で先般申し上げたよう

に、長期のトータルにつきまして閣議決定をする。そしてその相当長い間の目安を確定していく。それで毎年の予算編成におきましては、それを足場に、あるいはそれを前提に、単年度の予算を組むと、こういうことが行なわれておるわけでございます。したがつて事務的に、あるいはこの法にいわ长期計画に伴うといいますか、付隨いたしまして事務当局が年次計画を持つべきものだと、この趣旨のことは、大臣もう一つは当然でございます。また、そういう立場で毎年の予算を編成すべき衆議院も含めまして委員会でお答えい

いたしました。法に定めます、閣議で決定するということには、他の立法例、前例等から見て困難であろうというう立場に立ちまして、私どもも同様な処理をしたい、かように存じております。
○矢山有作君 私もそういう考え方で申し上げたわけです。だから長期計画立てて、閣議決定をしつばなしといふのでなしに、事務的な段階においては、それが実際に実現するような年次計画なりを持って対処してほしいということでことで、お考えの線で御努力を願いたいと思います。

○委員長(青田源太郎君) ちょっとと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記始めて。

○矢山有作君 この際、局長からお伺いできる点だけお伺いしておきたいとと思うんです。というのは、農林省でも畜産の長期計画なり、あるいは改良増殖計画ですか、そういったものを立てられて畜産振興に御努力なすつておると思うんですが、日本の畜産を考えた場合の最大の問題点は、午前中にも触れましたが、飼料の自給基盤が弱いと、いうことなんですね。そういう点で、今度草地の改良開発保全に関する事業というものが、土地改良事業として制度化されたということは、畜産の基盤を強化するといふ意味で私は一歩前進だと思うんですが、しかし、その畜産の長期計画なりあるいは改良増殖計画と、そして飼料の自給の関係、さらには飼料自給の中における草地造成の関係といふものが一応検討されておるか

ですか。現在の段階で、その点はどうぞ
○政府委員(丹羽雅次郎君) 私がお答え
えするのはいかがかと思いますが、實
は昨年でございますが、私自身が作業
をいたしましたので、その関係を中心
上げますと、家畜改良増殖で家畜の頭
数が出てまいります。五年なり十年の
目標が出てまいります。それで草食性
家畜につきまして、たとえば乳牛の草
の割合を飼料換算で、養分量換算で八
割なら八割にもっていきたい、肉牛
は何割にももっていきたいということと
計算をいたしまして所要量を出しまし
て、それに要しますところの面積を現
在の平均の草地の反収で割りますと、
造成を要する面積というものが出てま
りります。そういう意味での飼料自給
計画というのは、畜産局でもいろいろ
作業は続けているわけです。飼料自給
という面を今度もう少し広げまして、
国内自給という意味に拡大して考えま
した場合に、今度はそういうえさのほ
かに、国内におきまして、濃厚飼料を
既耕地においてどこまでつくるかという
問題に相なつてまいります点から、こ
れはまあ価格問題が相当からんでまい
りまして、なかなかやつかない問題が
ございますが、一応いろいろの作業は
いたしているわけでございます。

る、それから小規模のものは畜産局でやるのだ、こういうふうなことを言つておられるようですが、そういうふうにばらばらでなされるところに、飼料対策としての草地区の改良開発保全事業といふものの一貫性が欠けてくると、いうような問題が起つてくるのです。なかとかといふことが心配なんですが、そういう点については、どういうふうに考えておられますか。

ますから、大規模草地におきましては、道路を建設するとか、あるいは土木的・根柢・整地をするという土木のエーゲートが総体的に非常に高いものでござりますから、それは農地局で請負うという意味におきまして、農地局に予算を計上して農地局がやる、こういう整理を予算上もしております。問題は、小規模でございます。小規模につきまして、いろいろ具体的な地区に当たってみますと、まあ十戸、二十戸というような現に牛を飼つておられる方が、飼料基盤を拡大するために、もよりの山を切り開いて、草を得たいというような御計画の部分が相当多いわけです。事業内容といたしましては牧道を一本つくるとか、牧さくをつくるという程度の工事で、大部分はブルドーザーを用いて種をまくという比較的簡単な耕種でございますので、これは畜産局で在来どおり、特に農地局が出でやらなければならぬほどの土木と考えられぬということで、畜産局でやる。大事なことは、基本計画なり、そこに草を植えるか植えないかという計画面では、畜産局の計画で進めていく、こういう整理でございまして、いろいろ考慮しました結果、畜産局の予期しないところに草ができる、牛が入って、乳業の問題なり、地域の乳の需給のバランス等の攪乱要素に相なつてもいかがなかつた立場で、そういうような整理をいたしておる次第でございます。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

状況を比べてみると、壊滅のほうで造成のほうを上回つておる。したがつて農地は漸減傾向にある。現在は六百六十万町歩、所得倍増計画で見ると大体六百万町歩と、こう見ているわけですね。そうすると、農地はむしろ減つていくという傾向にあるということが、所得倍増計画自体でも考へておるわけなんですが、それに対して農林大臣は、現在の農地を維持するよう努力をしたい、こういう御答弁があつたと思うのです。私どもも農地はできるだけ維持するだけでなしに、外延的な拡大もはかるべきだということで申し上げ、また御答弁もいただいたわけなんですがね。いわゆる草地を含めての農用地の造成という立場からいって、この草地の開発というものをどの程度に考えておられるか。もし計画があつたら、この際お聞かせ願いたいと思うのですが。

臣が申し上げております問題として、あるいはいままでの委員会その他で申し上げております問題としては、耕地つまり畠畠という意味に限定いたしまして、これはできるだけ維持をしたい。私が先ほど補足をいたしました、維持するという立場と物の自給的立場などを組み合わせて、耕地の数字を、アフターケアの問題としては考えてまいりたい、こう申し上げた。そしてその場合に、いわゆる草地、純粹に永年牧草地としての草地をどれだけくるか、これはいまだ決定は、長期計画の一環になるわけでござりますので、決定はいたしておりません。

工産業になり下がるんじゃないかといふことが言われているわけでして、そういう点から言つて、飼料の問題と、将来の畜産の振興計画といいますか、それは非常に密接な関係があると思うのです。で、その関係がどうなつてゐるのかということと、その飼料に対する基本的な考え方の中で、草地による飼料の供給というものを、どういうふうに考えておられるか。そういう点で審議があれば、今まで検討されたものがまとまつておれば、ひとつお知らせをいただきたいと思うわけです。

万羽ということを見通し目標として持つておるわけでございます。この家畜の生産目標といいますか、生産の目標、生産増大の目標に応じまして、飼料の問題、当然検討をするのでございますが、まず乳用牛、肉用牛のよるな草食性動物につきましては、現在のいわゆる粗飼料の自給率というものが五二、三%というふうに推測をされるのでござりますが、粗飼料自給率をおむね七〇%くらいに上げると、いうことを目標にいたしまして、四十六年までに、先ほど農地局長から触れられましたように、改良草地について、約五十万町歩程度、五百万町歩の面積を確保するようを考えたい。また、既耕地における飼料作物の作付面積をおむね百万町歩程度に考えたいという試算をいたしております。これを型どもとしては目標にいたしたい。濃厚飼料につきましては、これは乳用牛、肉用牛にも濃厚飼料が必要でございますが、主たる濃厚飼料を求めます家畜は豚、鶏でございまして、これからの伸びに応じて当然濃厚飼料の需要の増大が予測されるのでございまして、所得倍増計画当時に算定をいたしましたときには、四十六年に濃厚飼料の需要量約六百万トンというふうに見込んでおったのでございますが、その数字がかなり、かなりといいますか、現在の実情ではすでに昭和三十九年で五百四十万トンというような輸入を見込まれるを得ないということでございまして、再検討を要する段階になつてしまるのでございます。ただ、この濃厚飼料問題につきましては、実は私ども交産局だけで算定し切れない部面がございまして、つまり、国内における飼料

穀物の供給の見通しをどうすること、するかということは、農業生産一般見通しと関連をして算定を要する問題でございますために、私どものほうでは、どれだけの輸入量を要することになるかというようなことは、一つは内における飼料問題を全省的な見地で検討し直すということで、現在そこまで申上げる段階でござります。でございますので、確たる要輸入量、いうようなものの算定が、現在の段階でござりますが、これも試算といいますか、いろいろな経済計測を行ないます政令般の立場からの中期的な作業等もたしておりますが、これにつきましても、まだどういう時期にどのくらいの数量になるだろうという確たる数字を算定できないという状況でございまして、現在、鶏が三十八年の頭羽数約一億に近い数字、九千八百万程度、豚が三百三十万頭程度の飼育数でございますが、そういう国内の供給というものをどういうふうに見込むかという点に、まだ詰めができておりますが、推測ができないこともないのですが、何らかの推定を加えました。せんために、濃厚飼料につきましてはただいま確たる数字を申し上げる段階ではないというところでございますので、御了承願いたいと思います。

に、私的取引ですので、行政的にどうして押えていくといふようなきめ手はない、こうおっしゃるのです。それはおっしゃるとおりだろうと思う。ところが現在御承知のように、市乳の消費が伸びないということ、乳製品にたくさんのが回されるということ、したがつて乳製品の滞貨がふえるということだが、原乳の生産者価格を引き下げるための一つの口実にされただわけです。そういう状況の中で、その市乳の値上げが行なわれるということは市乳消費が伸びるということとに售りあつても益ではないはずなんす。それが一つです。はたしてそれは労賃が上がったとかいろいろな理由から、あるいは市乳の基準価格が上がったといふのは、原料乳の基準価格が上がったと局としては、ほんとうにメーカーがどうだけ経費がかかっておるのかということ、メーカーの経営の実態といふものもを把握して問題を処理されようとしておられるのか、しておられぬのかといふことは、私は疑問だと思う。これは審議会のときにも私はちょっとと触れた問題ですが、ほんとうにメーカーがどうだけ経費がかかっておるのかといふことは、大手を中小企業と比べて、大手のほうの製造コスト、販売経費等が中よりも上回つておる。われわれの常識からすれば、中小メーカーというのは設備も非常に近代化されていない。あまりいい設備を持つてないわけです。まあ能率の悪い製造をやつておる。で、大メーカーのほうは農林漁業関係等の融資を受けたのです。そこには農林水産委員会会議録第三十二号 昭和三十九年五月二十一日

当生産性も上がっておるはずです。そういう中で大手のほうの製造コストが中小よりも高くなるというようなことは、私どもとしては全くふしきな気がするわけです。それから考えてみると、市乳の値上げが伸びないというものが、乳製品を把握しておられないままに、畜産局は振り回されておるのじゃないか、農林省は振り回されておるのじゃないか、こういう感じがするわけなんですか。だから、ただ市乳の値上げをするのだと、あるいは生乳の、原料乳の価格をどれだけにするのだと、せんのだと、こういうことも、もちろん大切のことと、特に生産者の立場からすれば、原料乳価を、少なくとも生産費だけではないか。ところが肝心かなめのは償うものにしろということは当然の要求ですし、またそうしてもらわなければならぬ。ところが、なかなかそこまでいかない。ところが肝心かなめの原料乳価をきめる場合でも、あるいは市乳の価格をきめる場合でも、一番に問題になつてくるのが、大きなウエートを持つてくるメーカーのほうの製造経費が一体どれくらいついておるかといふことは、全く向こうの言いなりはどうだい、農林省のほうはようつかんでおられないだろうと思うのです。そういうことでは、実際の行政というものは、私はやれぬと思うのです。そうしたところが、大手を中小企業と比べて、大手のほうの製造コスト、販売経費等が中よりも上回つておる。われわれの常識からすれば、中小メーカーというのは設備も非常に近代化されていない。あまりいい設備を持つてないわけです。まあ能率の悪い製造をやつておる。で、大メーカーのほうは農林漁業関係等の融資を受けたのです。そこには農林水産委員会会議録第三十二号 昭和三十九年五月二十一日

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

のと、それから、一体市乳値上げをやらした場合に、一体どういう形で市乳の値上げというのが実現されてくるのか。つまり二月上げたとした場合に、メーカーとそれから、販売人とそれから生産者とそれらの取り分というようなものが、どういうふうに話し合ひが進んでおるのか。そういう点もあわせてひとつ聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料の国内自給の問題等につきましては、後日資料を提出いたしました上で説明をせよと聞かせていただきたいと思います。

ては、われわれはこれを抑制する努力をすべきである、ただ大臣のお話にもありますたように、抑制するという手段といふものを、有権的には持つておらないという点はあります、われわれの指導の態度としては、さような態度をとつていただきたい。で、各都道府県等に対しましても、非常に何といいますか、早急に起つてきただ問題でありますので、電話連絡等で農林省の態度を連絡いたしておりまして、文書による農林省から何らかの態度を徹底するまでは、市乳の価格問題については慎重を期するように指導してもらいたいと、いうことを連絡をいたしております。

一方メーカー及び小売り商等につきましても、私どもにも若干の資料はござりますが、値上げを必要とする理由についての聞き取りを終えた段階でございまして、一般消費者物価の行政の調整に当つております経済企画庁と農林省畜産局との間で、牛乳の末端価格の引き上げという問題に対してもいかなる見解を持つかという意見の調整に入つておるのでございます。で、そういたしました段階で、これは各社ごとにかなりといいますか、若干のニュアンスの違いがあるようでございますが、各メーカーは卸売り価格を一円二十銭ないし一円三十銭上げたいということを言つております。したがいまして、小売り価格については、あと小売業者が幾らにするかということとでございますが、暗示的にはこれは一円二十銭ないし三十銭の残りというのは、二円との差額が小売りにいつしかる

べきであるという考え方をいたしております。小売り商につきましては、これは東京都を通じて持つてまいりましたのは、小売り商は、小売り商自身で一本当たり二円七十銭の値上げをしなければやつていけないというような、かなり過大な分け前の要求を出しております。一方、関西等では一円七、八十銭程度の小売りの手取りの増を要求するといふ一般的には、一番多いケースとしては、市乳の末端価格を二円値上げし、小売り商が七十銭ないし八十銭というう話を起こつておるようです。このような形の折衝といいますか、そういう一般的には、一番多いケースとしては、市乳の末端価格を二円値上げし、取り分を残して、メーカーが卸売り価格を一円二、三十銭引き上げるというような考え方を持つておるものが多いようであります。それから、メーカーと生産者の側との間の配分といいますか、還元の点については、これは取引価格として相互の取引契約によってきまることがあるということからか、必ずしも明確にいってないところが多いようであります。多いようでありますが、引き取りの段階では内意といいますが、こういう程度ということを語つたところは、生産者に対して大体七十銭、二円のうち一円二十銭ないし三十九銭というメーカーの卸売り価格の上昇に対して、引き上げに對して七十銭前後のものを農家に還元したいという考え方を示した社がございます。大体の大筋を経過として申し上げますと、さうなことでございます。

で、今度も臨んでほしいと思うんです。お話の中で、大企業のほうが中小企業よりも製造コストが高くついておる部面についてお話をあつたんです
が、確かに製造加工の段階を現在はかなり規制をしなかつたら、これはもう実際にどれだけの収益かというようなことの目安も立たないままに、どんどんメーカーが工場を勝手にぶつ建っていく、製造経費は高くつくんだと、それのしお寄せを生産者のほうにかぶせてくる、こういう形がいま非常に強く見えるんじゃないかな。だから生産者の面に生産の合理化をどんどんやかましく言つており、生産の合理化をやが、安定基準価格を非常に安いところへ押しつけるということをやるんなら、それ以前にメーカーのほうの製造加工の段階というものを、かなりチエックしていくだけのこれからは対悟をもつて臨まぬと、生産農民というものは、いつまでたっても浮かばれないし、消費者も浮かばれないと思うんです。加工製造段階のチエックだけではなくて、臨まぬと、生産農民というものは、かなりチエックしなけれども、その点で一ベンチをお話したことがあるかとも思うんですけど、フランスでしたか、一軒の牛乳の販売店の販売件数が大体二十戸だといふんですがね。そのことが非常に牛乳の消費者価格を上げている原因なんんで、これが欧州へ行ったときに出ておりました。そういうふうに流通段階における

エッグというものが、かなり必要じゃないかと思うんです。ところが、その製造加工段階における問題、流通段階における問題は案外目をつぶつて、手放しにしておいて、生産者の段階だけを問題にしておるところに、現在の非常な私は問題点があるんじやないかと思うんです。そういう点は、今後ひとつ大いに注意して考えていただきたいと思うんです。この間、農林大臣は、新聞で見たのですが、消費者物価の抑制を言う場合に、生産者の価格さえ押さえればいいんだというのは間違ひだと、生産政策が確立していくべきはほんとうの消費者物価の抑制にならぬということを閣議で言つたと出ておりましたが、私もやはりそうだと思ふ。やはり生産面を重視する、かかる施策をしないで、ただ消費者価格の上がることだけやかましく言つて、それいことを繰り返しておっては、いつまで消費者価格が上がるから生産者価格を押えればいい、というような能のながることだけやかましく言つて、それいことを繰り返しておっては、いつまで消費者価格が上がるから生産者価格を押えねばいい、ということをひつとお考えいただいこういうことをひつとお考えいただいだきたいと思います。畜産の問題は、もつといろいろお聞きしたい点はあります、しかし今日は時間も時間ですから、これで一応私の質問は打ち切つておきたいと思います。

のは畜産局で、片方の農地局のほうでは、牧野改良という形でやっていかれると思う。私は、従来は、畜産局だけでは、草地改良はやっておったと思うのですが、土地というものは、やはり今後問題になる基盤を整備することによって、初めてりっぱな牧草もつくり得るのだという観点から、基盤整備に直接関係のあるような大規模の草地、牧野は農地局でおやりになるほうがかえって適当に思うのですが、そのことは別として、両局で關係を持つておいでになると思います。その後こういうふうに政策的に二つに分けて変わってきたよろしいのですが、そのことは別として、あります。実態はどういうことですか。
○政府委員(檀垣徳太郎君) 従来は、畜産の飼料生産基盤の整備につきましては、畜産局が主体となってやつておつたのでござります。もちろん別に農地局におきましても、開拓パイロットというような開拓行政という姿で、畜産の生産基盤の整備が行なわれたのでございますが、草地の改良、造成の仕事は畜産局が主体となつてやつておつたのでござりますけれども、現在及び将来の畜産の進展における問題等を考慮いたしまして、改良事業に対するは、専門の部局でありますと、畜産局としては、畜産の立場から見た飼料の生産基盤としての飼養管理、経営という見地からの調査計画的であるという考え方で、昭和三十八年からいわゆる三百町歩以上の大規模の草地改良はやっておつたと思うのですが、土地というものは、やはり今後問題になる基盤を整備することによって、初めてりっぱな牧草もつくり得るのだ

ます。これは技術者でないから、局長さんと聞答しようとは思いませんが、私はこういうところに日本に牧草ができるだらう、こういうように心配をするものです。

そこで、今度飼料の問題もずいぶんあります。いま濃厚飼料といいますものは、一千億にあまつて一千二百億くらいですが、輸入をしているだらうと思うのですが、たとえそれが内地でできる、自給のできるものと半々といたしましても、将来は六分を外国から入れなければならない、輸入をしなければならぬというふうに順次高まつてしまいるだらうと思うのです。将来国内産のほうが多くなつて、それが六になつり、そして外国から入れるものが四になり三になるというような、国内産にとってかわるうとすることが可能だとお思いになりますか、将来そういうふうにいくであらうというふうにお思になりますか。

○政府委員（捨理德太郎君） 現在飼料の形態のままで輸入されております穀物その他のものは、わが国の流通飼料のうちのほぼ半数四八%程度、国内に輸入された原料から副産物として出るものまで含めますと、外國に依存する率は五七、八%までになるわけでござりますが、この濃度飼料の輸入依存度あるいは国内自給率というものが、将来転換をして国内自給率が半数以上のウエートになる可能性はあるかというお話でありますから、現在の情勢のままで推移するとかなりに仮定をいたしますれば、私はきわめて困難であるというふうに考えております。御参考までに申し上げますと、これは国内の食糧事情等の

関係等むずかしい問題がござります。御承知のとおり、日本の国内の畜類の総生産量が約百八十五万トンといふような数字でございまして、これに對して輸入飼料の総量が五百四十万トンといたる何らかの方策を講じない限り、極めて大する飼料需要に対し、その比率を高めていくことは、私は困難であろうというふうに考えております。

○堀本宣実君 全く私は局長と同感です。わが国において飼料を、今後頭腦もふえるでありますから、いまの推移でいきまするならば、半々のこところが、やがて外国から入れるもののが六分となりあるいは七分になるという、まさしくそうなつてはどうかと思いますが、やむを得ずさよう方向へ向かっていくのではないかということを心配をいたしております。で、この一事をみましても、わが国における牧野改良、草地造成といふものがきわめて貧弱だとのではないかということを心配をしております。私はそう思うのですが、どうぞお聞きください。私は申し上げませぬよ。そうして、それには土壤改良とともに、もう幾らべ一ペーパー・プランを練り返しましても、私はこの畜産のえさの事情というものは、きわめて将来暗いございませんので、私は申し上げませぬよ。どうぞお聞きください。東畑さんのことばではあります。私が日本にあり、片足は日本にあり、片足は外国にと、いうふうなことで、日本の畜産の安定がはかれるであろうかといわれておりますが、私は安定しない畜産である、畜産であるというふうに申上げたいのですが、そこ

で、そういうふうな比較的必ずでござるかとどうぞお今後の、たとえば酪農等をこのままでは選択的拡大という名のもとに推移をしていくことができるであろうかとかいう問題が疑問になつてくるわけですね。少なくとも北海道東北地方の草畜改良にきわめて適切な土地を所有しておるところは、地域的に別でござりますが、関西、西日本等におきましては、原料乳というものをつくることは、決してとめる意味ではないが、飼料というこのトンネル畜産というようなものを今後どこまでも繰り返すという前提に立つては、おやめなさいとは言えますまいが、将来無制限に進めていくわけにはまいらぬというような気がいたしますが、農林省においてはそれをいうようなお感じは持ちませんか。

ますと、お話しのよう、草資源の乏しい地帶、あるいは土地制約のきわめて強い地帶において、原料乳生産に相当するような酪農の発展の余地というものは、私は非常に乏しいというふうに考えるのでございます。ただ、日本の酪農なり、他の畜産もさうであるでありますよ。が、日本の畜産は、日本に置かれております条件のもとで発展を考えなければならぬという意味で、日本の畜産の特色をどうしても持つということを念頭に置くべきであろうということを考えますと、西日本等の土地制約の施いところにおきましては、やはり主導的な畜産の発展の余地といふのは、これは私は特殊のところを除いては考えにくいのではないかというふうに思いますがけれども、耕種その他との混和的な経営といいますが、そういう形でやはり自給される飼料源の範囲内、あるいは経営の中で提供し得る労力の範囲内で一種の耕種との混同経営的な酪農の成立というのは、飲用向けの乳の供給源として私は考えられるのではないか、断定的に申し上げるのには勉強が進んでおりませんが、さうな感じを持っております。

す。しかし、企業的ないわゆる階農といふがおすすめになつておられるような頭以上というようになりますと、少なくとも、自家生産の飼料がいいと、これはどうにもならないといふ結果が生まれてくると思うのであります。そこでなるべく農林省としては、手をちゃんと終末をつけていないと、一部われわれにも責任がございますが、行政の立場も政治をやる人たちも、つい選挙の拡大、畜産へ畜産へといふいうあたり農家を指導したのでは、私はまことに相すまぬといいますか、最後みじめな畜産家を、階農家をつくらるというような結果におちいることを、私はきわめて最近おそれるのでござります。農林省も、すみやかにこれらの問題についてお取り上げを願いたいと思います。このことについても私はまだお話をし、お聞きをしていきますが、きょうはこれで一応閉じますが、ただ一言農地局長にお伺いを、農地局長といふが、畜産局長になるのかもしませんが、たとえば草地改良あるいは草地造成、いろいろな意味で開拓を行なつた。そうして草地をつくるつもりであった。ところがいま申し上げますように、必ずしも階農といふ改良あるいは草地造成、いろいろな改良がついてまいりません。ある地帯においてはついてまいらない。その場合に開拓開拓をいたしました土地を遊ばすわけにはまいりません。そこで何事か、何か作付けをしなければならないわけでございますが、その場合には助成は牧草をやるのだということですで何事か、何か作付けをしなければならないわけですが、その場合には他のものに転用をするわけにはまいりません。しかしながら、この場合に助成は牧草をやるのだとということでも可許をした、助成をした土地であるから他のものに転用をするわけにはまいりません。

らぬということで、現実には困つてゐる面があると思う。また、いま申し上げましたように、わざかの炭カル等をまきまして、土壤改良をやつたのだというても、ことばの上では土壤改良になるかもしませんが、現実の土壤改良にはならない。そういうことから、たとえば一部のものをたばこに三年間、二年間使う、あるいはスイカに一作、二作をやらしてもらうというようなことが、現実の農民としてはたいへん希望をするのであります。そういうものを許可にしますか、それは相なうぬと言いますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 草地造成事業は、御承知のとおり日本で草を利用する畜産についての知識、技術ともどものセンスがない、そこでいろいろの草を使いまして、永年牧草をつくつて、家畜に食わせるという道を切り開いていくという意味で発生をいたしました。ところが実態は、それが御指摘のとおり、なかなかうまくいかない面もあると同時に、草にないままして草を利用するという部面につ

きまして、バイオニア的に非常に役割りを果たした面もあるうと私は存じております。そこで、なおそういう意味におきまして、草地造成事業として御計画をされるものについては、先ほども申しました計画面での畜産行政、畜産立地面からの計画問題が非常に重要な意味におきまして、特に計画段階を畜産局にお願いをした。もう一つの制度として開拓方式がございまして、開拓をして、そこでいまお話をよううに草を植えてみたり、あるいはその間ほかのものを、やはり経営の態様に応じて植えていくという、実態に即し

た開拓方式も必要であろう。こういう意味で開拓バイオネット方式という形における、何をつくるかはあえて別問題であるという意味の、切り開きをして、利用できる状態まで炭カルをまいて、草地造成に関しては、二つも三つあるかもしませんが、現実の土壤改良にはならない。そういうことから、たとえば一部のものをたばこに三年間、二年間使う、あるいはスイカに一作、二作をやらしてもらうというようなことが、現実の農民としてはたいへん希望をするのであります。そういうものを許可にしますか、それは相なうぬと言いますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 草地造成事業は、御承知のとおり日本で草を利用する畜産についての知識、技術ともどものセンスがない、そこでいろいろの草を使いまして、永年牧草をつくつて、家畜に食わせるという道を切り開いていくという意味で発生をいたしました。ところが実態は、それが御指摘のとおり、なかなかうまくいかない面もあると同時に、草にないままして草を利用するという部面につきまして、バイオニア的に非常に役割りを果たした面もあるうと私は存じております。そこで、なおそういう意味におきまして、草地造成事業として御計画をされるものについては、先ほども申しました計画面での畜産行政、畜産立地面からの計画問題が非常に重要な意味におきまして、特に計画段

方の道をたどつていただいたらいかがか。とにかく草でやつてみようといふ方がこの制度を使うという考え方で、この二つの制度を使ひ分けたらいつかがか、かようにも私は存じます。

○堀本宣実君 いまの説明の、筋として、それはそのとおりだと思います。私も質問の余地はないと思いますが、現実にあります。そこで、なほそのういう意味におきまして、草地造成事業として御計画をされるものについては、先ほども申しました計画面での畜産行政、畜産立地面からの計画問題が非常に重要な意味におきまして、特に計画段

階を畜産局にお願いをした。もう一つの制度として開拓方式がございまして、開拓をして、そこでいまお話をよううに草を植えてみたり、あるいはその間ほかのものを、やはり経営の態様に応じて植えていくという、実態に即し

紹介議員 小山邦太郎君
農作業中における傷害事故保障制度を
早急に立法化するよう強く要請すると
の請願。

理由

各種農業機械と新しい農薬の使用は、
農業の改善に大きな役割を果たしている
が、その反面農作業中の傷害事故が
多くなり、かつ重傷者を出している。
一般労働者は、いろいろな保障制度に
より保護されているが、農業従事者は
なんの保障もなく、零細な農家経営に
おいて一家の中心である者が傷害事故
をおこした場合、一家が悲惨のどん底
に陥ることになる。

昭和三十九年五月二十日印刷

昭和三十九年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局